

令和7年度 成年後見制度にかかる取組状況調査 報告書

令和8年7月17日
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

I . 調査概要及び調査結果のポイント	1
1. 調査概要	1
(1) 目的	1
(2) 期間・対象	1
(3) 回答数	1
(4) 調査方法	1
2. 調査結果のポイント	2
(1) 後見人等(法人後見)の受任状況	2
(2) 法人後見事業の報酬について	4
(3) 市民後見人の養成	5
(4) 中核機関の受託・運営状況	6
II . 調査結果	7
1. 市区町村社協調査結果	7
(1) 基本的事項	7
① 都道府県・指定都市別回答数	7
② 人口別回答数	8
2. 法人後見の実施について	8
(1) 後見人等(法人後見)の受任について	8
① 法人後見受任状況	8
② 自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の法人後見受任状況	9
③ 令和7年9月末の類型別受任件数	10
④ 今までの類型別受任件数(延べ件数)	10
⑤ 体制があっても受任に至っていない理由	10
⑥ 法人後見の受任に向けた現在の準備状況	10
⑦ 法人後見を行っていない理由	11
⑧ 法人後見受任要件について(設問1にて1～3に回答した際の質問)	12
⑨ 法人後見事業の報酬等について(設問1にて1～2に回答した際の質問)	13
⑩ 後見等にかかる報酬について月額平均別の件数について	14
⑪ 法人後見事業に対して、報酬助成(利用支援事業)以外の公費の受け入れについて	15
⑫ 法人後見に携わる後見支援員の配置について	15
⑬ 後見支援員の要件について	16
⑭ 後見支援員と生活支援員の兼務の状況について	16
⑮ 後見支援員と社協の雇用関係について	16
⑯ 受任の状況について	16
(2) 任意後見の受任について	17
① 任意後見受任状況	17

②自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の任意後見の受任状況	18
③令和7年9月末の任意後見の受任件数	18
④今までの任意後見の受任件数	18
3. 後見監督人の受任について	19
①後見監督人受任状況	19
②令和7年9月末の類型別後見監督受任件数	19
③今までの類型別受任件数(延べ件数)	19
4. 市民後見人の養成等について	20
(1)養成の実施や市民後見人について	20
①養成の実施状況	20
②自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の実施状況	21
③養成開始年度	22
④のべ受講者数	22
⑤養成後、後見人等を受任した市民後見人の人数	22
⑥市民後見人の受任形態	23
⑦想定している受任形態	24
⑧市民後見人養成の事業を取りやめた理由	24
⑨市民後見人の養成に取り組んでいない理由	25
⑩市民後見人の活躍の場について	26
5. 中核機関の受託や権利擁護センター等の設置について	27
(1)設置状況について	27
①「中核機関」の受託、「権利擁護センター等」の設置状況	27
②自治体の人口規模別の実施状況	28
(2)中核機関について(単独設置)	28
①受託開始年度	28
②正規職員の人数(実人員)について	29
③非正規職員(嘱託、臨時、パート等)の人数(実人員)	29
④専任の人数(実人員)	29
⑤他事業等との兼任の人数(実人員)	29
⑥日常生活自立支援事業の実施体制について	30
⑦法人後見事業の実施体制について	30
⑧中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて	31
⑨中核機関を受託したことによる効果や受託して良かった点について	32
(3)中核機関の受託について(広域設置で自社協が受託している)	33
①受託開始年度	33
②正規職員の人数(実人員)について	33
③非正規職員(嘱託、臨時、パート等)の人数(実人員)	33
④職員体制のうち、専任の人数(実人員)	34
⑤他事業等との兼任の人数(実人員)	34
⑥日常生活自立支援事業の実施体制について	34

⑦法人後見事業の実施体制について	34
⑧中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて	35
⑨中核機関を受託したことによる効果や受託して良かった点について	35
(4)中核機関の受託予定(単独設置にて受託時期が決定している)について	36
①受託開始年度	36
②中核機関の受託に向けて課題に感じていることについて	36
(5)中核機関を受託予定(広域設置にて受託時期が決定している)	36
①受託開始年度	36
(6)中核機関受託に向けて調整を行っている(受託時期は決まっていない)	37
①中核機関の設置形態(予定)について	37
②中核機関の受託や立ち上げに向けて、課題となっていることがあれば教えてください	37
(7)権利擁護センター等を設置している(中核機関ではない)	38
①理由について	38
(8)権利擁護センター等を広域にて自社協もしくは他社協・他機関にて設置している	38
①理由について	38
(9)中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない	38
①理由について	38
(10)受任調整会議について	39
①会議の実施について	39
②受任調整会議の対象	39
③受任調整会議での候補者選定	39
6. 成年後見制度利用促進に関する連携等について	40
(1)体制整備等に関する相談先について	40
①体制整備に関して困ったときや情報が欲しい時の相談先について	40
②成年後見制度についての個別事例の対応について困ったときや 情報が欲しい時の相談先について	41
7. 成年後見制度利用促進に関する協議会について	42
(1)協議会とのかかわりについて	42
8. 権利擁護支援に関する事業の実施について	43
(1)権利擁護支援に関する取組	43
9. 権利擁護支援にあたっての連携先について	44
(1)権利擁護支援に関する連携先	44
(2)権利擁護支援に関する課題	45

Ⅲ. 資料.....46

1. 調査票.....46

I. 調査概要及び調査結果のポイント

1. 調査概要

(1) 目的

現在、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、総合的な権利擁護支援体制の構築に向けて、各地域で地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等、体制整備が進められている。

本調査は、地域における権利擁護支援の推進に向けて、社協における法人後見の受任状況、中核機関や権利擁護センター等の設置状況等を把握することを目的に実施した。

(2) 期間・対象

○調査期間：令和8年1月23日～令和8年3月16日

○調査対象時点：令和7年9月末日

○調査対象：市区町村社協（指定都市の区社協除く） 1,721か所

指定都市社協 20か所

計1,741か所

※以下、本報告では、市区町村社協と指定都市社協を合わせて「市区町村社協」と表記する。

(3) 回答数

○回答社協数・回答率：

市区町村社協 1,553件 (90.2%)

指定都市社協 20件 (100%)

計1,573件 (90.3%)

(4) 調査方法

○メールにて依頼、WEBアンケートフォームにて回答

2. 調査結果のポイント

(1) 後見人等(法人後見)の受任状況

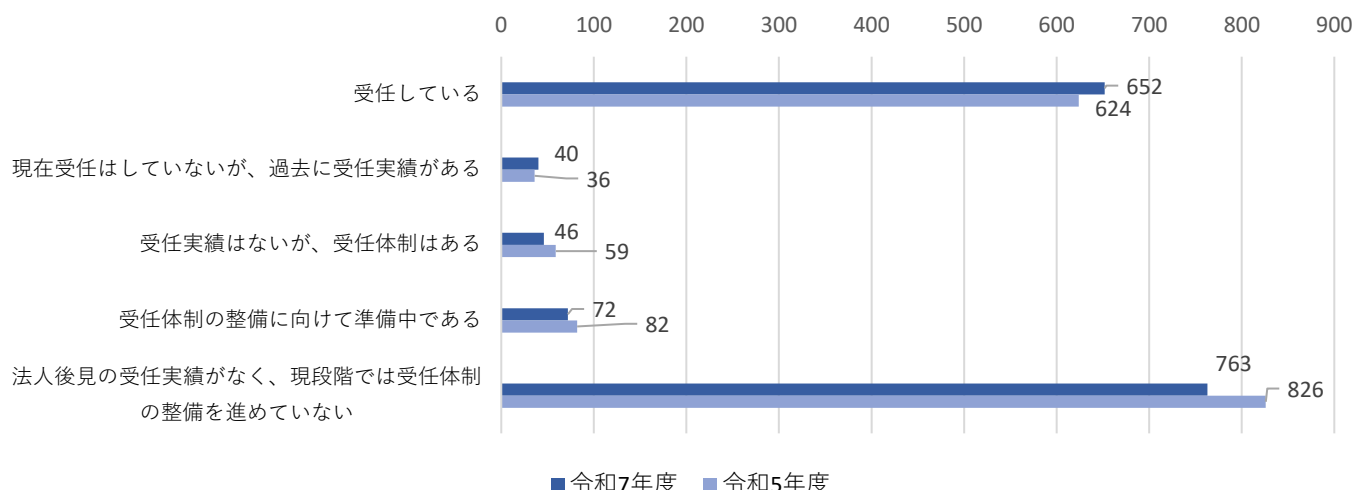
回答のあった1,573か所のうち、令和7年9月末時点で652か所(41.4%)が法人後見(法定後見)を受任している(図表1-1)。また、「現在受任はしていないが、過去に受任実績がある」及び「受任実績はないが、受任体制はある」を合わせると738か所(46.9%)が受任体制を有している。

令和5年度調査の結果と比較すると、受任している社協は28か所増加した。

受任している件数は7,220件であり、令和5年度調査(7,093件)と比較して、127件の増加となった。類型別の内訳としては後見類型が最も多く4,455件(61.7%)、次いで保佐類型が2,129件(29.5%)、補助類型が636件(8.8%)となっている(図表1-2)。

また、任意後見については、45か所(令和5年度は40か所)の社協が受任しており、受任件数は全体で219件(令和5年度は201件)であった(P.18図表2-23)。後見監督人についても、受任社協数は116か所(令和5年度は105か所)と前回調査より増加した(P.19図表2-25)。

【図表1-1】 法人後見の受任状況

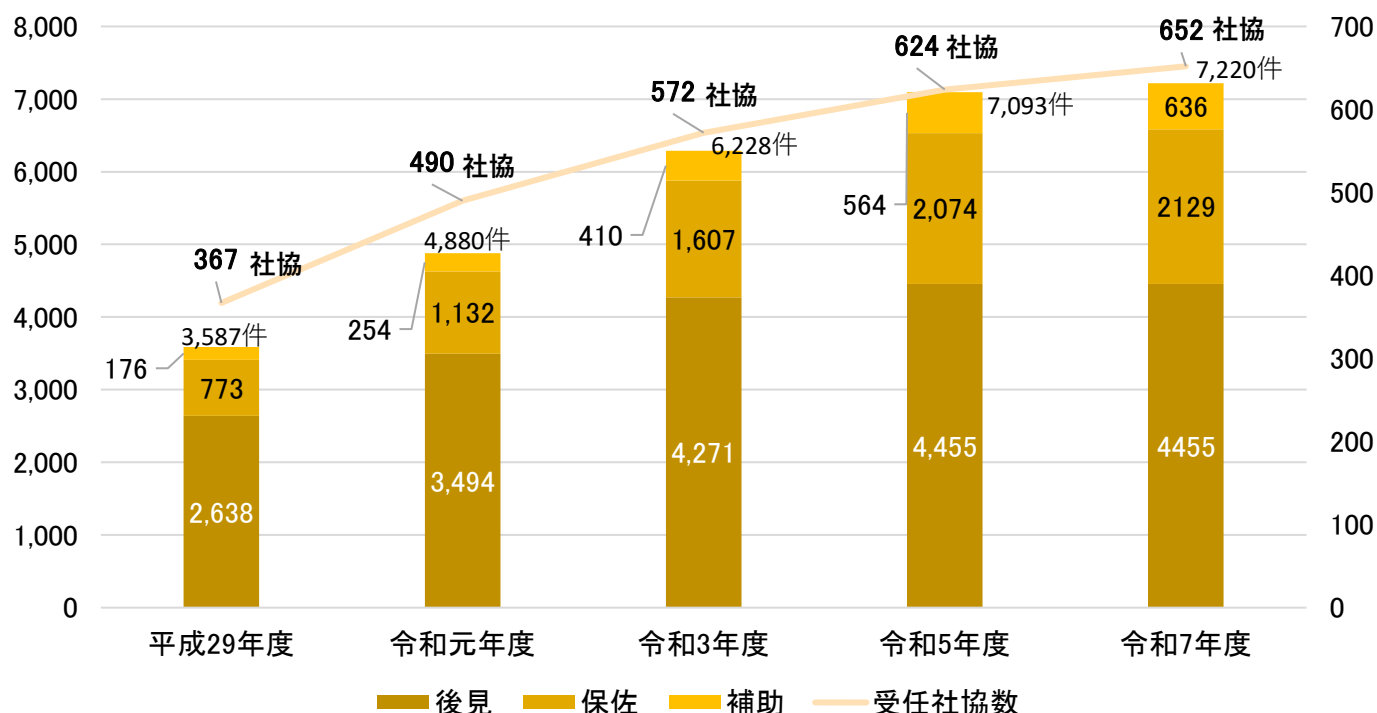


【図表1-2】 類型別の受任件数

		後見	保佐	補助	合計
令和7年度	受任している社協数	600	477	263	652
	受任件数合計	4,455	2,129	636	7,220
	受任件数の割合	61.7%	29.5%	8.8%	-
	1社協あたり(件)	7.4	4.5	2.4	11.1
令和5年度	受任している社協数	579	457	239	624
	受任件数合計	4,455	2,074	564	7,093
	受任件数の割合	62.8%	29.2%	8.0%	-
	1社協あたり(件)	7.7	4.5	2.4	11.4
R5年度とR7年度の受任件数比較		増減なし	2.7%増	12.8%増	1.8%増
R7年度成年後見制度の利用者数と割合*		180,828	58,162	18,078	257,068
		70.3%	22.6%	7.0%	-

*成年後見関係事件の概況-令和7年1月～12月-(最高裁判所事務総局家庭局)資料11より、「成年後見」「保佐」「補助」の利用者数を参照。

【図表1－3】法人後見の受任状況の推移



法人後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない社協は48.5%であった(図表1－4)。法人後見の受任状況を人口規模別にみると、10万人以上の自治体では76.9%の社協が受任しているが、人口規模が5万人未満の自治体ではその割合は31.1%となっている(図表1－4)。受任体制の整備を進めていない理由としては、「事業実施のための人員体制が整えられないため」(72.9%)が最も多く、次いで「財源が確保できないため」(55.6%)となっている(P.11図表2－8)。

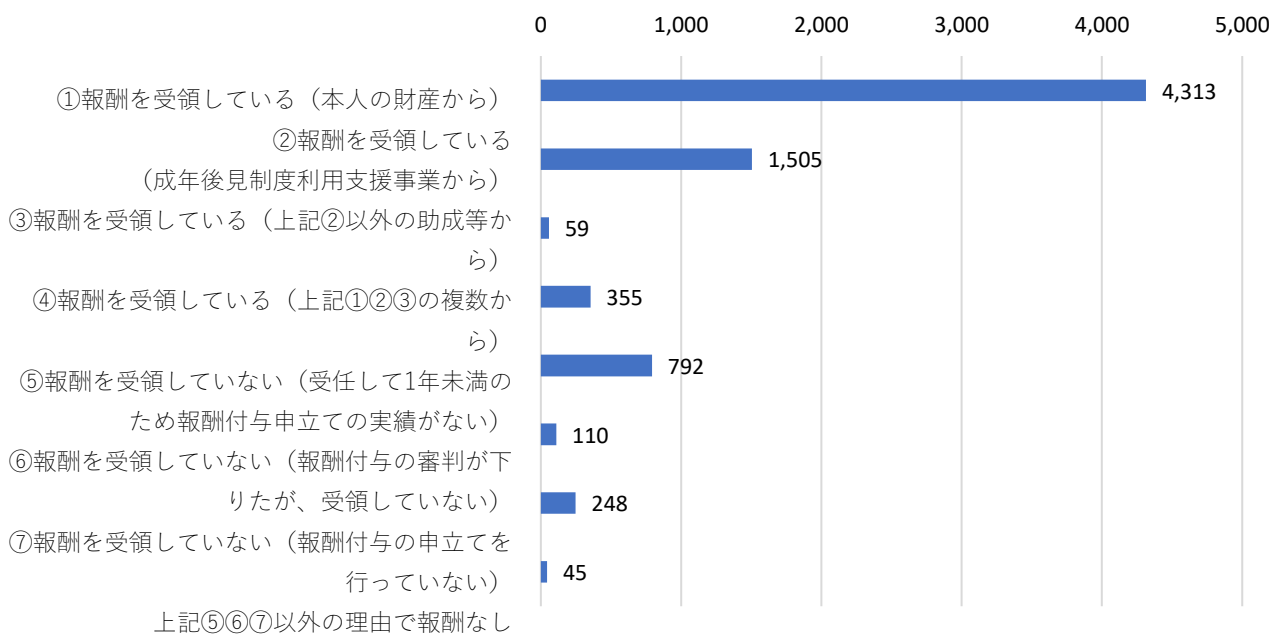
【図表1－4】人口規模別の法人後見の受任状況

		合計	受任している	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	受任実績はないが、受任体制はある	受任体制の整備に向けて準備中である	法人後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない
自治体の人口規模	全体	1,573	652	40	46	72	763
		100%	41.4%	2.5%	2.9%	4.6%	48.5%
	5万人未満	1,103	343	27	39	60	634
		100%	31.1%	2.4%	3.5%	5.4%	57.5%
	5万人以上～10万人未満	215	113	8	5	8	81
		100%	52.6%	3.7%	2.3%	3.7%	37.7%
	10万人以上	255	196	5	2	4	48
		100%	76.9%	2.0%	0.8%	1.6%	18.8%

(2) 法人後見事業の報酬について

法人後見事業の報酬について、受任しているケースは6,232件となり、84%が受領しているが、受任して1年未満のため報酬付与申立ての実績がないので受領していない件数をのぞくと、受領していないケースは403件となり、5.4%となっている。

【図表1－5】 法人後見事業の報酬について



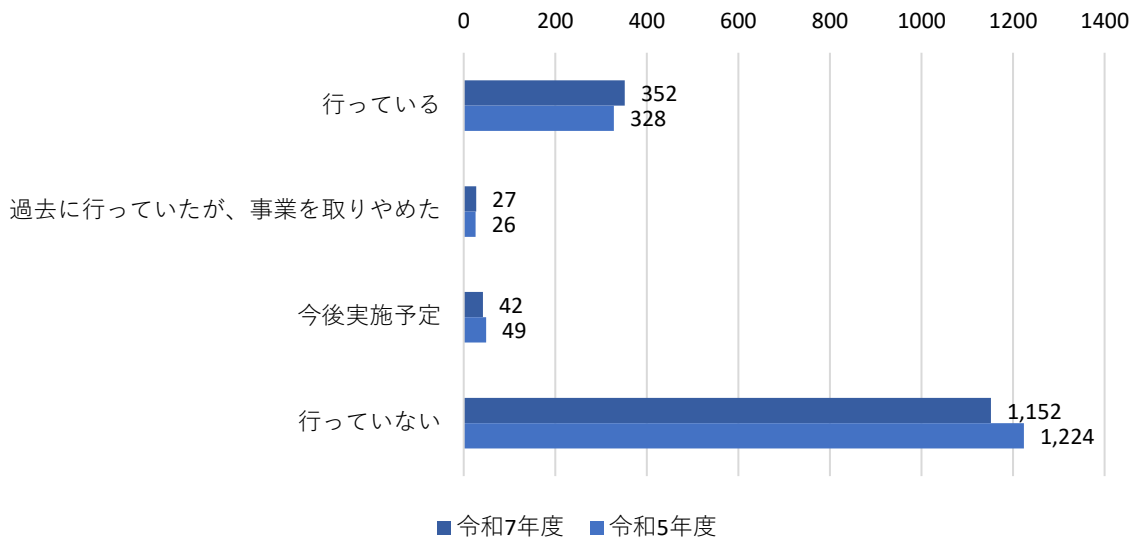
受領しているケースにおいては、利用支援事業を利用しているケースは20.3%（P.13図表2－11）、月額2～3万円未満が50.2%となった（P.14図表2－13）。

(3) 市民後見人の養成

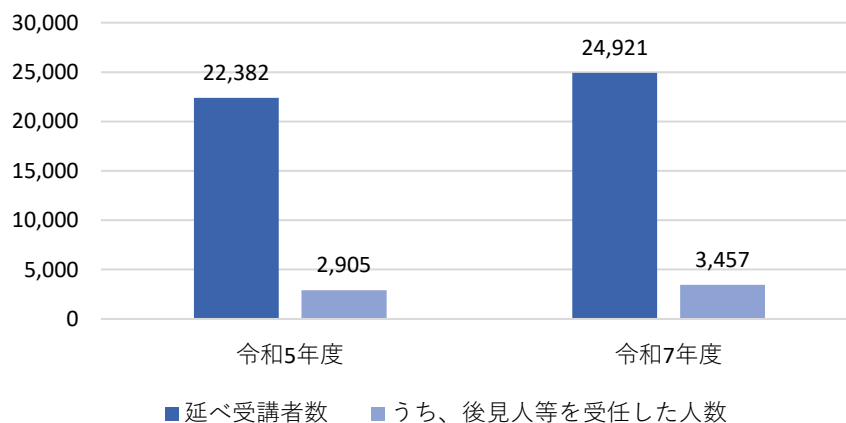
市民後見人の養成については、352か所の社協が実施しており、令和5年度調査の328か所から24か所の増加にとどまっている(図表1-5)。これまでに養成した延べ受講者数は合計24,921人(平均70.8人)となった。養成後に実際に受任した市民後見人は3,457人(平均9.82人)となった(P.22図表2-31,2-32)。令和5年度調査では、後見人等を受任した市民後見人の人数は2,905人(平均8.86人)であったので、市民後見人が選任されるケースが増加していることがうかがえる(図表1-6)。

市民後見人の養成を行っていない1,152か所の社協に、実施していない理由について聞いたところ、「養成した後の支援を行うバックアップ体制が確保できないため」(37.5%)が最も多く、次いで「養成研修の実施に必要な財源が確保できないため」(32.1%)「市民後見人が必要とされる事例がないため」(28.0%)となっている(P.25図表2-35)。

【図表1-5】 市民後見人の養成実施状況



【図表1-6】 市民後見人の受講者数と、受任者数



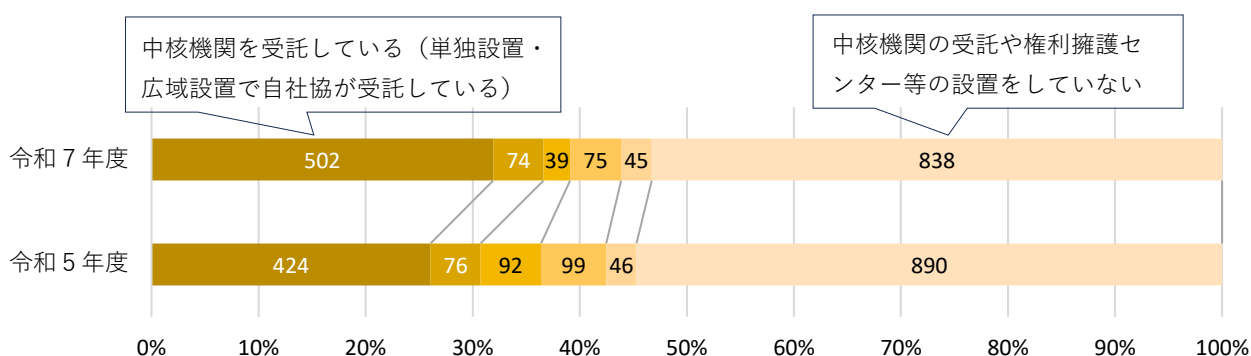
(4) 中核機関の受託・運営状況

中核機関を受託している社協は、単独設置と広域設置合わせて502か所(31.9%)となり、令和5年度調査424か所から78か所増加した。(図表1－8)。また、39社協(2.5%)は受託予定(受託時期が決定している)もしくは受託に向けて調整中となっている。広域も含めて中核機関や権利擁護センター等設置していない社協は838社協(53.3%)であった。

中核機関を受託している社協に、運営にあたり感じている課題について聞いたところ、「中核機関の職員体制の拡充」が最も多く43.7%であった。次いで、「職員の専門性の向上」が41.3%、「中核機関の財源(委託費)確保」が35.4%となっている(P.31図表2－46)。

【図表1－8】 中核機関の受託状況

		社協数	%
令和7年度	中核機関を受託している(単独設置・広域設置で自社協が受託している)	502	31.9%
	中核機関を受託している(広域設置で他社協・他機関が受託している)	74	4.7%
	中核機関を受託予定・受託に向けて調整を行っている	39	2.5%
	権利擁護センター等を設置している(中核機関ではない)	75	4.8%
	権利擁護センター等を広域にて自社協もしくは他社協・他機関にて設置している(中核機関ではない)	45	2.9%
	中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない	838	53.3%
	合計	1,573	
令和5年度	中核機関を受託している(単独設置・広域設置で自社協が受託している)	424	27.0%
	中核機関を受託している(広域設置で他社協・他機関が受託している)	76	4.8%
	中核機関を受託予定・受託に向けて調整を行っている	92	5.8%
	権利擁護センター等を設置している(中核機関ではない)	99	6.3%
	権利擁護センター等を広域にて自社協もしくは他社協・他機関にて設置している(中核機関ではない)	46	2.9%
	中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない	890	56.6%
	合計	1,627	



Ⅱ. 調査結果

1. 市区町村社協調査結果

(1) 基本的事項

① 都道府県・指定都市別回答数

全体で1,741社協※(指定都市20箇所、指定都市以外1,721箇所)のうち、1,573社協より回答があった。都道府県・指定都市別の回答数は以下のとおり。

※本調査での母数は、法人格を持つ市区町村社協数

【図表2-1】 都道府県・指定都市別回答数

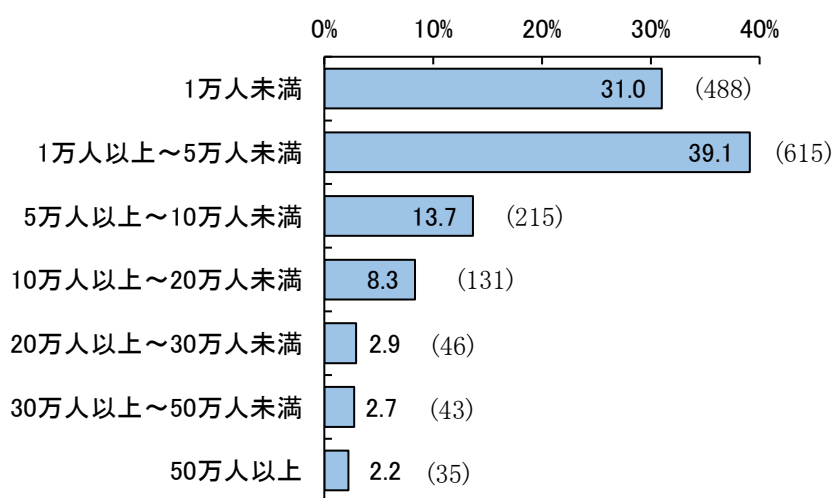
コード	都道府県	提出数	市区町村社協数*	提出割合
01	北海道	158	178	89%
02	青森県	38	40	95%
03	岩手県	31	33	94%
04	宮城県	32	34	94%
05	秋田県	23	25	92%
06	山形県	35	35	100%
07	福島県	59	59	100%
08	茨城県	39	44	89%
09	栃木県	25	25	100%
10	群馬県	35	35	100%
11	埼玉県	58	62	94%
12	千葉県	51	53	96%
13	東京都	61	62	98%
14	神奈川県	30	30	100%
15	新潟県	29	29	100%
16	富山県	15	15	100%
17	石川県	13	19	68%
18	福井県	16	17	94%
19	山梨県	27	27	100%
20	長野県	28	77	36%
21	岐阜県	42	42	100%
22	静岡県	33	33	100%
23	愛知県	38	53	72%
24	三重県	19	29	66%
25	滋賀県	19	19	100%
26	京都府	25	25	100%
27	大阪府	40	41	98%
28	兵庫県	40	40	100%
29	奈良県	34	39	87%
30	和歌山県	30	30	100%
31	鳥取県	19	19	100%
32	島根県	17	19	89%
33	岡山県	22	26	85%
34	広島県	19	22	86%

コード	都道府県	提出数	市区町村社協数*	提出割合
35	山口県	16	19	84%
36	徳島県	23	24	96%
37	香川県	17	17	100%
38	愛媛県	20	20	100%
39	高知県	30	34	88%
40	福岡県	55	58	95%
41	佐賀県	20	20	100%
42	長崎県	21	21	100%
43	熊本県	43	44	98%
44	大分県	15	18	83%
45	宮崎県	24	26	92%
46	鹿児島県	36	43	84%
47	沖縄県	33	41	80%
48	札幌市	1	1	100%
49	仙台市	1	1	100%
50	さいたま市	1	1	100%
51	千葉市	1	1	100%
52	横浜市	1	1	100%
53	川崎市	1	1	100%
54	相模原市	1	1	100%
55	新潟市	1	1	100%
56	静岡市	1	1	100%
57	浜松市	1	1	100%
58	名古屋市	1	1	100%
59	京都市	1	1	100%
60	大阪市	1	1	100%
61	堺市	1	1	100%
62	神戸市	1	1	100%
63	岡山市	1	1	100%
64	広島市	1	1	100%
65	北九州市	1	1	100%
66	福岡市	1	1	100%
67	熊本市	1	1	100%
提出数合計		1,573	1,741	90%

②人口別回答数

【図表2-2】自治体の人口規模

No.	カテゴリー名	n	%
1	1万人未満	488	31.0
2	1万人以上～5万人未満	615	39.1
3	5万人以上～10万人未満	215	13.7
4	10万人以上～20万人未満	131	8.3
5	20万人以上～30万人未満	46	2.9
6	30万人以上～50万人未満	43	2.7
7	50万人以上	35	2.2
	合計	1,573	100.0



回答数=1,573市区町村
()は回答数

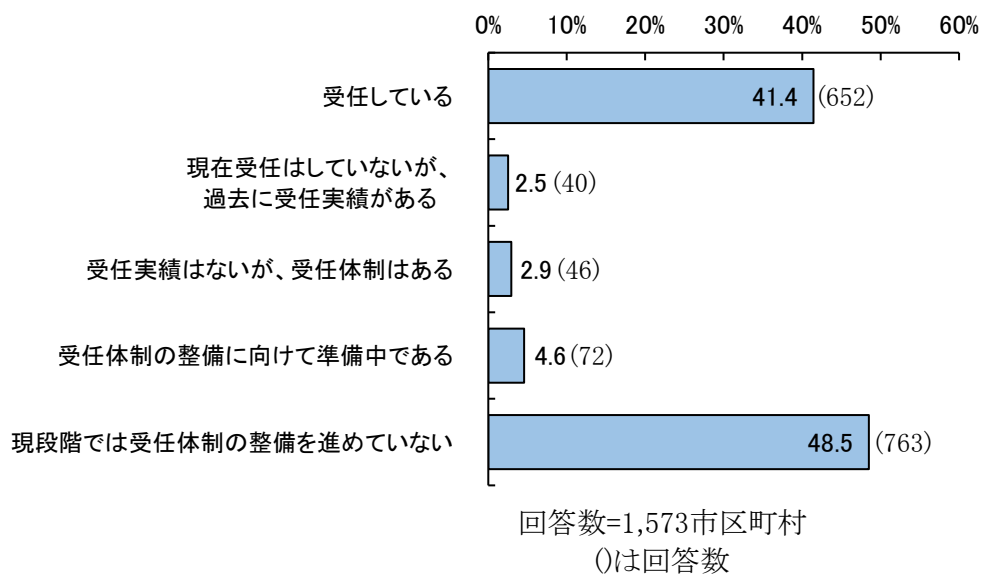
2. 法人後見の実施について

(1)後見人等(法人後見)の受任について

①法人後見受任状況

【図表2-3】法人として後見人等を受任していますか(法人後見を行っていますか)

No.	カテゴリー名	n	%
1	受任している	652	41.4
2	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	40	2.5
3	受任実績はないが、受任体制はある	46	2.9
4	受任体制の整備に向けて準備中である	72	4.6
5	現段階では受任体制の整備を進めていない	763	48.5
	合計	1,573	100.0



②自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の法人後見受任状況

【図表2-4】法人での後見人等の受任について(自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の実施状況)

		合計	受任している	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	受任実績はないが、受任体制はある	受任体制の整備に向けて準備中である	法人後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない
合計		1,573 100.0	652 41.4	40 2.5	46 2.9	72 4.6	763 48.5
自治体の人口規模	1万人未満	488 100.0	98 20.1	12 2.5	14 2.9	22 4.5	342 70.1
	1万人以上～5万人未満	615 100.0	245 39.8	15 2.4	25 4.1	38 6.2	292 47.5
	5万人以上～10万人未満	215 100.0	113 52.6	8 3.7	5 2.3	8 3.7	81 37.7
	10万人以上～20万人未満	131 100.0	96 73.3	4 3.1	1 0.8	2 1.5	28 21.4
	20万人以上～30万人未満	46 100.0	35 76.1	0 0.0	1 2.2	1 2.2	9 19.6
	30万人以上～50万人未満	43 100.0	34 79.1	1 2.3	0 0.0	1 2.3	7 16.3
	50万人以上	35 100.0	31 88.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 11.4
中核機関の受託	受託している	502 100.0	382 76.1	7 1.4	19 3.8	13 2.6	81 16.1
	受託していない	1,071 100.0	270 25.2	33 3.1	27 2.5	59 5.5	682 63.7

③令和7年9月末の類型別受任件数

◆集計対象:【図表2-3】で「1」と回答した社協(N=652)

【図表2-5】 類型別受任件数

	後見				
	うち高齢者	うち知的障害者	うち精神障害者	うち上記以外	合計
受任件数合計	2,615	1,142	642	56	4,455
受任している社協数	525	363	290	46	600

	保佐				
	うち高齢者	うち知的障害者	うち精神障害者	うち上記以外	合計
受任件数合計	1,021	592	482	34	2,129
受任している社協数	355	259	231	27	477

	補助				
	うち高齢者	うち知的障害者	うち精神障害者	うち上記以外	合計
受任件数合計	334	126	166	10	636
受任している社協数	188	83	107	10	263

④今までの類型別受任件数(延べ件数)

◆集計対象:【図表2-3】で「1」または「2」と回答した社協(N=692)

【図表2-6】 今までの類型別受任件数

	後見	保佐	補助	合計
今までの累計受任数	11,098	3,506	1,103	15,707
回答社協数	657	516	328	687

⑤体制があっても受任に至っていない理由

◆集計対象:【図表2-3】で「3」と回答した社協(N=46)

- ・相談件数自体が少ないから
- ・他人に頼る風土が無い
- ・体制の立ち上げが浅く、実績がない
- ・地域住民への周知が足りていない。
- ・人員不足により受任できるケースの条件が限られるため。
- ・法人後見での対応が必要な事案がないため。

⑥法人後見の受任に向けた現在の準備状況を教えてください

◆集計対象:【図表2-3】で「4」と回答した社協(N=72)

【図表2-7】 受任に向けた準備状況

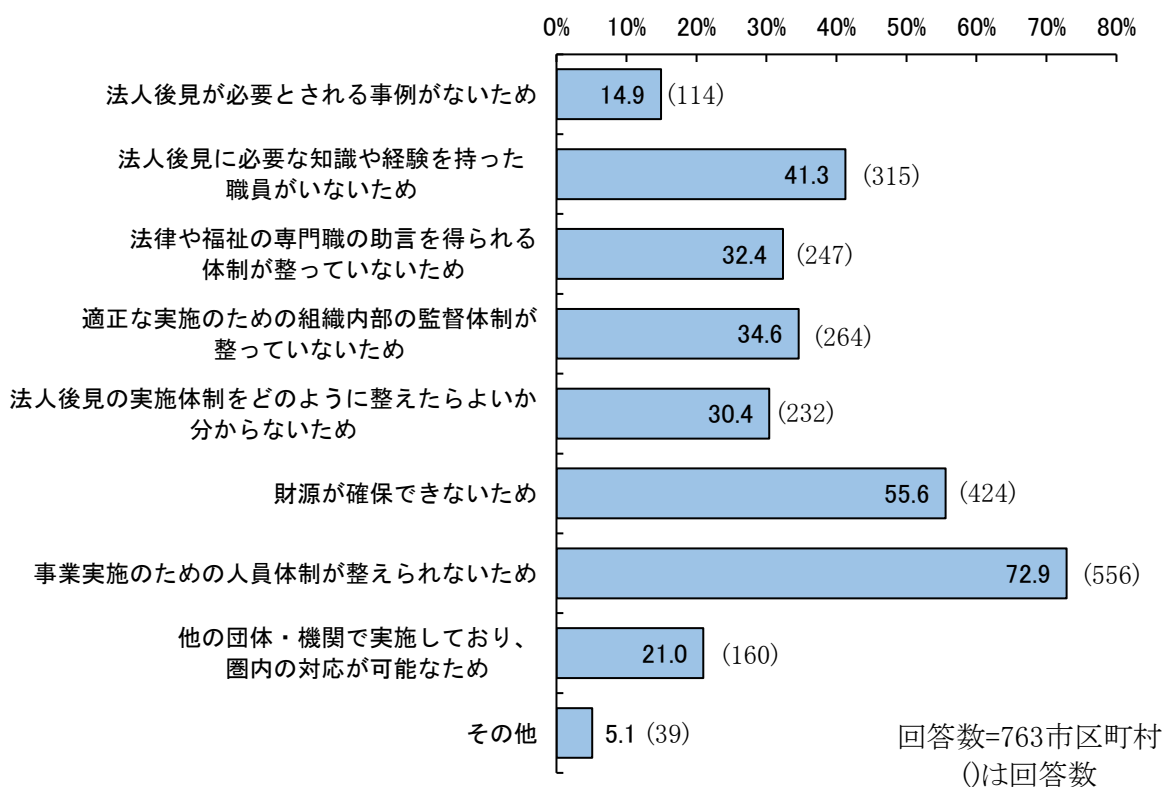
No.	カテゴリ一名	n	%
1	令和7年度中に実施予定	9	12.5
2	令和8年度中に実施予定	32	44.4
3	令和9年度中以降に実施予定	31	43.1
	合計	72	100.0

⑦法人後見を行っていない理由

◆集計対象:【図表2-3】で「5」と回答した社協(N=763)

【図表2-8】 法人後見を行っていない理由として該当するものを教えてください <複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	法人後見が必要とされる事例がないため	114	14.9
2	法人後見に必要な知識や経験を持った職員がいないため	315	41.3
3	法律や福祉の専門職の助言を得られる体制が整っていないため	247	32.4
4	適正な実施のための組織内部の監督体制が整っていないため	264	34.6
5	法人後見の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため	232	30.4
6	財源が確保できないため	424	55.6
7	事業実施のための人員体制が整えられないため	556	72.9
8	他の団体・機関で実施しており、圏内の対応が可能なため	160	21.0
9	その他	39	5.1
	有効回答数	763	-



(その他)

- ・継続した実施体制の維持が難しいため
- ・行政、社協、他関係機関で成年後見制度(法人後見含む)に関するコンセンサスが取れていない
- ・市から中核機関を受託しており、利益相反になる恐れがあるため
- ・まずは市民後見人への後方支援を強化することが先決であり、法人後見を検討するに至っていない。
- ・地域で法人後見の必要性のニーズ把握ができていないため。また、制度の周知不足もあるため。
- ・中核機関の体制構築が優先されるため
- ・法人内部で方向性について検討中のため

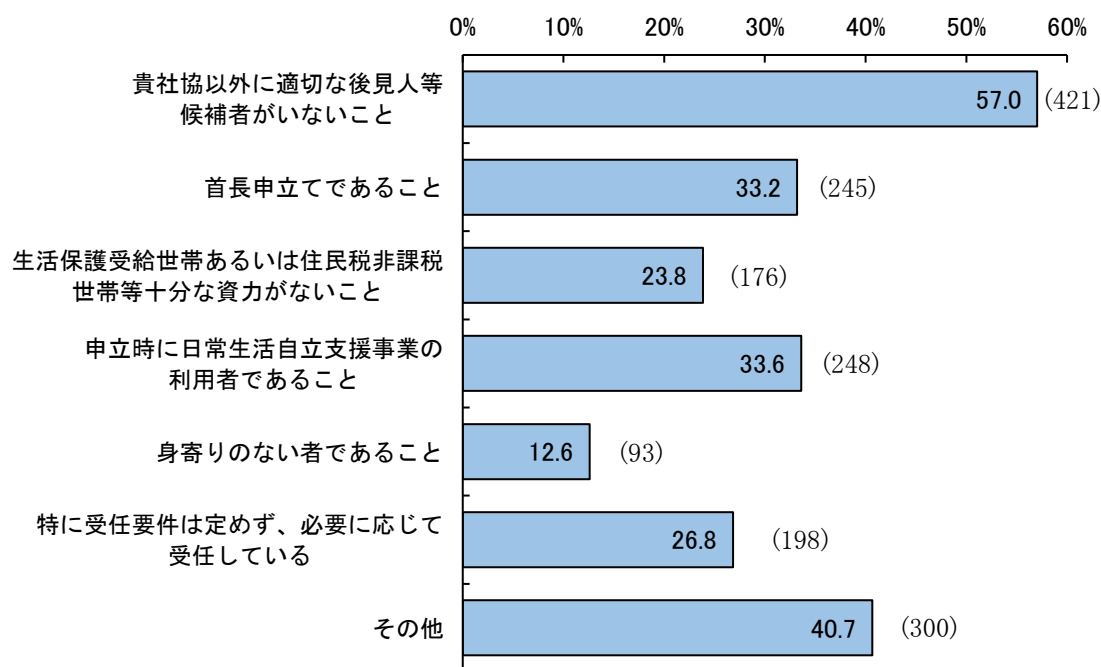
⑧法人後見受任要件について

◆集計対象:【図表2-3】で「1～3」と回答した社協(N=738)

【図表2-9】法人後見人受任要件について

<複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	貴社協以外に適切な後見人等候補者がいないこと	421	57.0
2	首長申立てであること	245	33.2
3	生活保護受給世帯あるいは住民税非課税世帯等十分な資力がないこと	176	23.8
4	申立時に日常生活自立支援事業の利用者であること	248	33.6
5	身寄りのない者であること	93	12.6
6	特に受任要件は定めず、必要に応じて受任している	198	26.8
7	その他	300	40.7
	有効回答数	738	-



回答数=738市区町村
()は回答数

(その他)

- ・法的課題や親族との紛争性がないこと
- ・後見人等への報酬を継続的に支払うことが困難
- ・現在、社協の介護保険事業及び障害福祉サービスを利用していないこと
- ・虐待による深刻な権利侵害を受けている方を優先
- ・市民後見人へリレーできるケースであること
- ・高額な財産を所有していないこと
- ・年齢が若く長期支援の必要のある人
- ・高度な専門性を必要としないこと

⑨法人後見事業の報酬について

◆集計対象:【図表2-3】で「1」または「2」と回答した社協(N=692)

【図表2-10】 法人後見事業の報酬について

	件数の合計	回答数	1社協あたりの の平均値
①報酬を受領している(本人の財産から)	4,313	575	7.50
②報酬を受領している (成年後見制度利用支援事業から)	1,505	340	4.43
うち、生活保護受給者の件数	918	274	3.35
③報酬を受領している(上記②以外の助成等から)	59	13	4.54
④報酬を受領している(上記①②③の複数から)	355	83	4.28
⑤報酬を受領していない(受任して1年未満のため 報酬付与申立ての実績がない)	792	264	3.00
⑥報酬を受領していない(報酬付与の審判が下りた が、受領していない)	110	44	2.50
⑦報酬を受領していない(報酬付与の申立てを行っ ていない)	248	61	4.07
上記⑤⑥⑦以外の理由で報酬なし	45	14	3.21

【図表2-11】 法人後見事業の報酬に対する比率

	件数の合計	%
①報酬を受領している(本人の財産から)	4,313	58.1
②報酬を受領している (成年後見制度利用支援事業から)	1,505	20.3
うち、生活保護受給者の件数	918	12.4
③報酬を受領している(上記②以外の助成等から)	59	0.8
④報酬を受領している(上記①②③の複数から)	355	4.8
⑤報酬を受領していない(受任して1年未満のため 報酬付与申立ての実績がない)	792	10.7
⑥報酬を受領していない(報酬付与の審判が下りた が、受領していない)	110	1.5
⑦報酬を受領していない(報酬付与の申立てを行っ ていない)	248	3.3
上記⑤⑥⑦以外の理由で報酬なし	45	0.6
合計	7,427	100.0

報酬を受領していない(⑥報酬付与の審判が下りたが、受領していない):理由

- ・ご本人が支払いを拒否されている
- ・視力は低い、自治体の利用支援事業申請要件に該当しない
- ・法人後見事業が市からの委託事業であり、市から委託金をもらっているため
- ・本人の財産が乏しく、予定されている支出があるため、報酬を受領してしまうと生活が成り立たなくなってしまうため。

報酬を受領していない(⑦報酬付与の申立てを行っていない):理由

- ・以前は親族後見人が受任しており報酬を受領していなかったため、引き継いだ後も本人が報酬を支払う意思がなく申立てを行っていない。
- ・市主幹部署と協議し、市より事業受託金を受けていることから、生活保護世帯については報酬付与申し立てをしないとしている
- ・助成対象になる被後見人等に対する報酬付与の申立は行っていない
- ・受任期間が1年未満のため、申立てを行っていない。

上記⑤⑥⑦以外の理由で報酬なし:理由

- ・行政より中核機関の委託金の中に含んでいると説明があったため
- ・複数後見(身上監護のみ実施)のため

⑩後見等にかかる報酬について月額平均別の件数について

◆集計対象:【図表2-3】で「1」または「2」と回答した社協(N=692)

【図表2-12】 月額平均別の件数について

	件数の合計	回答数	1社協あたりの 平均値
1万円未満	198	89	2.22
1～2万円未満	1,777	346	5.14
2～3万円未満	3,332	460	7.24
3～5万円未満	554	217	2.55
5～10万円未満	103	59	1.75
10万円以上	46	10	4.60
受領していない	634	149	4.26

【図表2-13】 月額平均別の件数に対する比率

	件数の合計	%
1万円未満	198	3.0
1～2万円未満	1,777	26.7
2～3万円未満	3,332	50.2
3～5万円未満	554	8.3
5～10万円未満	103	1.6
10万円以上	46	0.7
受領していない	634	9.5
合計	6,644	100.0

- ⑪法人後見事業に対して、報酬助成(利用支援事業)以外の公費の受け入れについて
 ◆集計対象:【図表2-3】で「1」または「2」と回答した社協(N=692)

【図表2-14】 報酬助成以外の公費の受け入れについて

No.	カテゴリー名	n	%
1	公費の受け入れがある	142	20.5
2	公費の受け入れはない	550	79.5
	合計	692	100.0

昨年度の公費総額を教えてください。

- ◆集計対象:【図表2-14】で「1」と回答した社協(N=142)

【図表2-15】 受け入れている公費について

No.	カテゴリー名	n	%
1	100万円未満	41	28.9
2	100万円以上 200万円未満	10	7.0
3	200万円以上 300万円未満	6	4.2
4	300万円以上 400万円未満	13	9.2
5	400万円以上 500万円未満	9	6.3
6	500万円以上 600万円未満	10	7.0
7	600万円以上 700万円未満	8	5.6
8	700万円以上 800万円未満	9	6.3
9	800万円以上 900万円未満	5	3.5
10	900万円以上 1000万円未満	2	1.4
11	1000万円以上	29	20.4
	合計	142	100.0

- ⑫法人後見に携わる後見支援員を配置していますか

- ◆集計対象:【図表2-3】で「1」または「2」と回答した社協(N=692)

【図表2-16】 後見支援員の配置につて

No.	カテゴリー名	n	%
1	配置している	329	47.5
2	配置していない	363	52.5
	合計	692	100.0

⑬後見支援員の要件について

◆集計対象:【図表2-16】で「1」と回答した社協(N=329)

【図表2-17】 後見支援員の要件について

No.	カテゴリー名	n	%
1	市民後見人養成研修受講者	227	69.0
2	法人後見支援員養成研修受講者	31	9.4
3	日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動実績がある者	128	38.9
4	特に要件はない	37	11.2
5	その他	31	9.4
	合計	329	—

⑭後見支援員と生活支援員の兼務の状況について

◆集計対象:【図表2-16】で「1」と回答した社協(N=329)

【図表2-18】 後見支援員と生活支援員の兼務の状況について

No.	カテゴリー名	n	%
1	兼務している支援員がいる	263	79.9
2	兼務している支援員はいない	66	20.1
	合計	329	100.0

⑮後見支援員と社協の雇用関係について

◆集計対象:【図表2-16】で「1」と回答した社協(N=329)

【図表2-19】 後見支援員と社協の雇用関係について

No.	カテゴリー名	n	%
1	雇用関係にある	241	73.3
2	雇用関係にない	88	26.7
	合計	329	100.0

⑯受任の状況について

◆集計対象:【図表2-3】で「1」または「2」と回答した社協(N=692)

【図表2-20】 受任の状況について

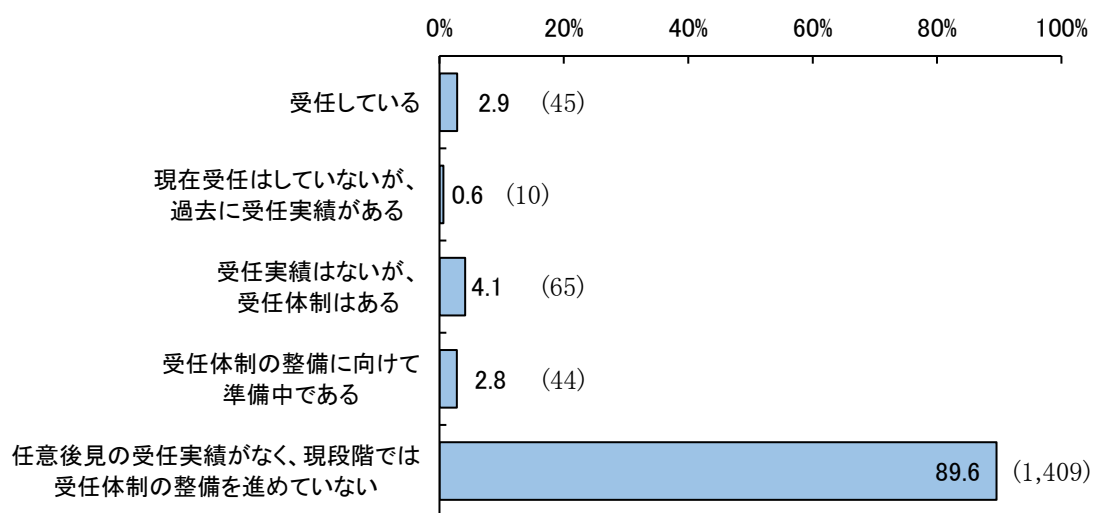
No.	カテゴリー名	n	%
1	ニーズがあれば受任する	536	77.5
2	現在のケース数以上に受任することは難しい	93	13.4
3	わからない	63	9.1
	合計	692	100.0

(2)任意後見の受任について

①任意後見受任状況

【図表2－21】 法人として任意後見を受任していますか

No.	カテゴリー名	n	%
1	受任している	45	2.9
2	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	10	0.6
3	受任実績はないが、受任体制はある	65	4.1
4	受任体制の整備に向けて準備中である	44	2.8
5	任意後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない	1,409	89.6
	合計	1,573	100.0



回答数=1,573市区町村
()は回答数

②自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の任意後見の受任状況

【図表2-22】法人での任意後見の受任について(自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の実施状況)

		合計	受任している	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	受任実績はないが、受任体制はある	受任体制の整備に向けて準備中である	任意後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない
合計		1,573 100.0	45 2.9	10 0.6	65 4.1	44 2.8	1,409 89.6
自治体の人口規模	1万人未満	488 100.0	3 0.6	4 0.8	24 4.9	10 2.0	447 91.6
	1万人以上～5万人未満	615 100.0	17 2.8	2 0.3	23 3.7	22 3.6	551 89.6
	5万人以上～10万人未満	215 100.0	7 3.3	1 0.5	7 3.3	4 1.9	196 91.2
	10万人以上～20万人未満	131 100.0	9 6.9	2 1.5	5 3.8	5 3.8	110 84.0
	20万人以上～30万人未満	46 100.0	2 4.3	0 0.0	4 8.7	1 2.2	39 84.8
	30万人以上～50万人未満	43 100.0	4 9.3	0 0.0	1 2.3	0 0.0	38 88.4
	50万人以上	35 100.0	3 8.6	1 2.9	1 2.9	2 5.7	28 80.0
中核機関の受託	受託している	502 100.0	27 5.4	4 0.8	35 7.0	17 3.4	419 83.5
	受託していない	1,071 100.0	18 1.7	6 0.6	30 2.8	27 2.5	990 92.4

③令和7年9月末の任意後見の受任件数

◆集計対象:【図表2-21】で「1」と回答した社協(N=45)

【図表2-23】現在受任している任意後見人の件数について

回答社協数	45
受任件数	219
内、発効している件数	34
受任している社協数	45
1社協あたり受任件数(件)	4.9
1社協あたり発効件数(件)	0.8

④今までの任意後見の受任件数

◆集計対象:【図表2-21】で「1」または「2」と回答した社協(N=55)

【図表2-24】現在受任している+過去に受任していた

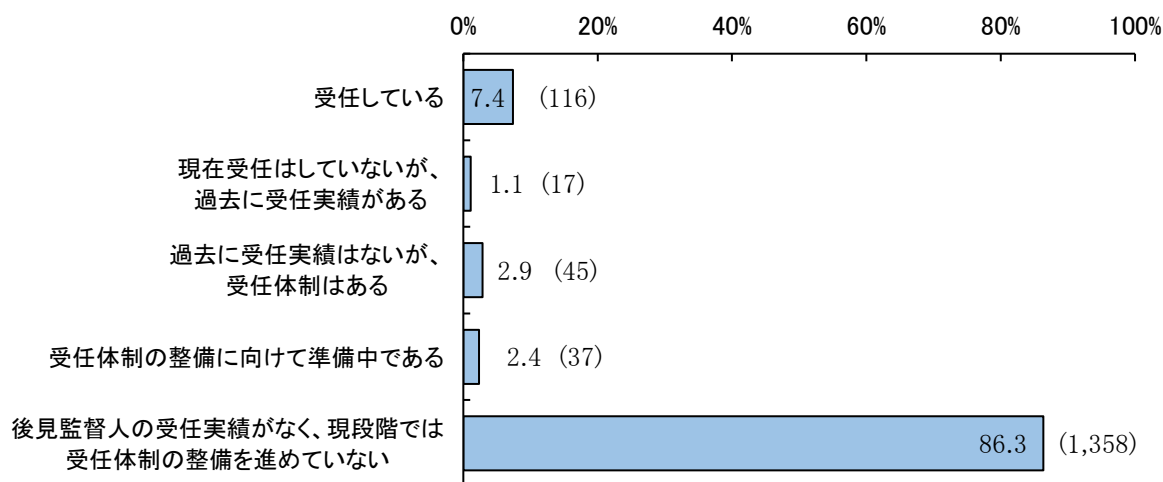
回答社協数	55
延べ件数	524
延べ件数(平均)	9.53
延べ発効件数	101
延べ発効件数(平均)	1.84

3. 後見監督人の受任について

①後見監督人受任状況

【図表2-25】 法人として後見監督人を受任していますか

No.	カテゴリー名	n	%
1	受任している	116	7.4
2	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	17	1.1
3	過去に受任実績はないが、受任体制はある	45	2.9
4	受任体制の整備に向けて準備中である	37	2.4
5	後見監督人の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない	1,358	86.3
	合計	1,573	100.0



回答数=1,573市区町村
()は回答数

②令和7年9月末の類型別後見監督受任件数

◆集計対象:【図表2-25】で「1」と回答した社協(N=116)

【図表2-26】 現在受任している後見監督の件数について

	回答数	平均値
後見	516	4.45
保佐	114	0.98
補助	50	0.43
合計	680	5.86

③今までの類型別受任件数(延べ件数)

◆集計対象:【図表2-25】で「1」または「2」と回答した社協(N=133)

【図表2-27】 現在受任している+過去に受任していた

	回答数	平均値
後見	1,790	13.46
保佐	283	2.13
補助	103	0.77
合計	2,176	16.36

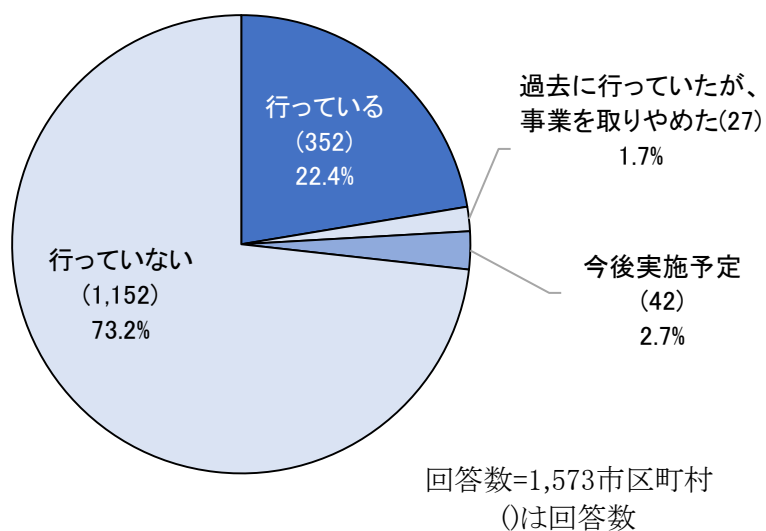
4. 市民後見人の養成等について

(1) 養成の実施や市民後見人について

① 養成の実施状況

【図表2-28】 市民後見人の養成を行っていますか

No.	カテゴリー名	n	%
1	行っている	352	22.4
2	過去に行っていたが、事業を取りやめた	27	1.7
3	今後実施予定	42	2.7
4	行っていない	1,152	73.2
	合計	1,573	100.0



②自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の実施状況

【図表2－29】 市民後見人の養成について(自治体の人口規模別・中核機関等の設置有無別の実施状況)

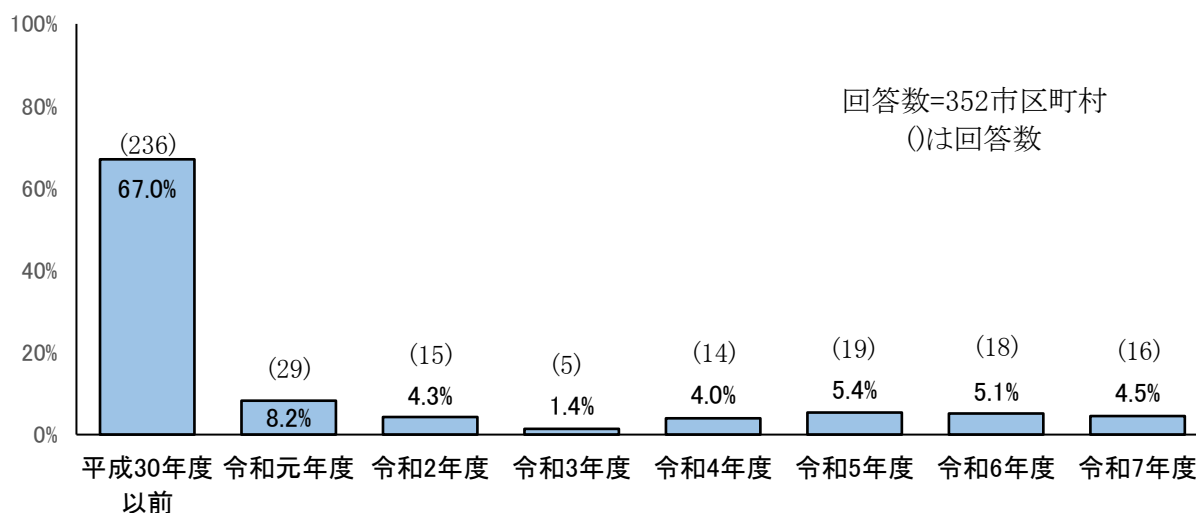
		合計	行っている	過去に行っていたが、事業を取りやめた	今後実施予定	行っていない
合計		1,573 100.0	352 22.4	27 1.7	42 2.7	1,152 73.2
自治体の人口規模	1万人未満	488 100.0	39 8.0	5 1.0	9 1.8	435 89.1
	1万人以上～5万人未満	615 100.0	97 15.8	8 1.3	18 2.9	492 80.0
	5万人以上～10万人未満	215 100.0	63 29.3	4 1.9	10 4.7	138 64.2
	10万人以上～20万人未満	131 100.0	68 51.9	4 3.1	2 1.5	57 43.5
	20万人以上～30万人未満	46 100.0	29 63.0	3 6.5	1 2.2	13 28.3
	30万人以上～50万人未満	43 100.0	27 62.8	2 4.7	1 2.3	13 30.2
	50万人以上	35 100.0	29 82.9	1 2.9	1 2.9	4 11.4
中核機関の受託	受託している	502 100.0	280 55.8	9 1.8	21 4.2	192 38.2
	受託していない	1,071 100.0	72 6.7	18 1.7	21 2.0	960 89.6

③養成開始年度

◆集計対象:【図表2-28】で「1」と回答した社協(N=352)

【図表2-30】 養成開始年度を教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	平成30年度以前	236	67.0
2	令和元年度	29	8.2
3	令和2年度	15	4.3
4	令和3年度	5	1.4
5	令和4年度	14	4.0
6	令和5年度	19	5.4
7	令和6年度	18	5.1
8	令和7年度	16	4.5
	合計	352	100.0



④のべ受講者数を教えてください

◆集計対象:【図表2-28】で「1」と回答した社協(N=352)

【図表2-31】 のべ受講者数について

	n	回答数	平均値
のべ受講者数	352	24,921	70.80

⑤養成後、後見人等を受任した市民後見人の人数

◆集計対象:【図表2-28】で「1」と回答した社協(N=352)

【図表2-32】 市民後見人の数について

	n	回答数	平均値
市民後見人数	352	3,457	9.82

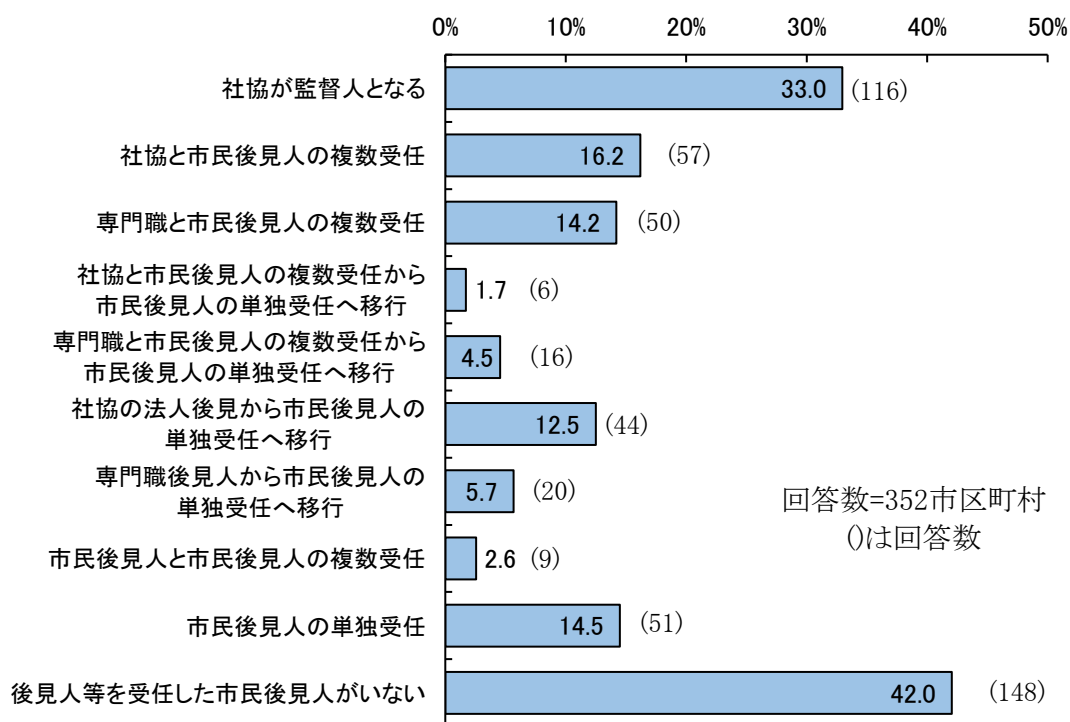
⑥市民後見人の受任形態

◆集計対象:【図表2-28】で「1」と回答した社協(N=352)

【図表2-33】 市民後見人の受任形態を教えてください

〈複数回答〉

No.	カテゴリー名	n	%
1	社協が監督人となる	116	33.0
2	社協と市民後見人の複数受任	57	16.2
3	専門職と市民後見人の複数受任	50	14.2
4	社協と市民後見人の複数受任から市民後見人の単独受任へ移行	6	1.7
5	専門職と市民後見人の複数受任から市民後見人の単独受任へ移行	16	4.5
6	社協の法人後見から市民後見人の単独受任へ移行	44	12.5
7	専門職後見人から市民後見人の単独受任へ移行	20	5.7
8	市民後見人と市民後見人の複数受任	9	2.6
9	市民後見人の単独受任	51	14.5
10	後見人等を受任した市民後見人がいない	148	42.0
	有効回答数	352	-



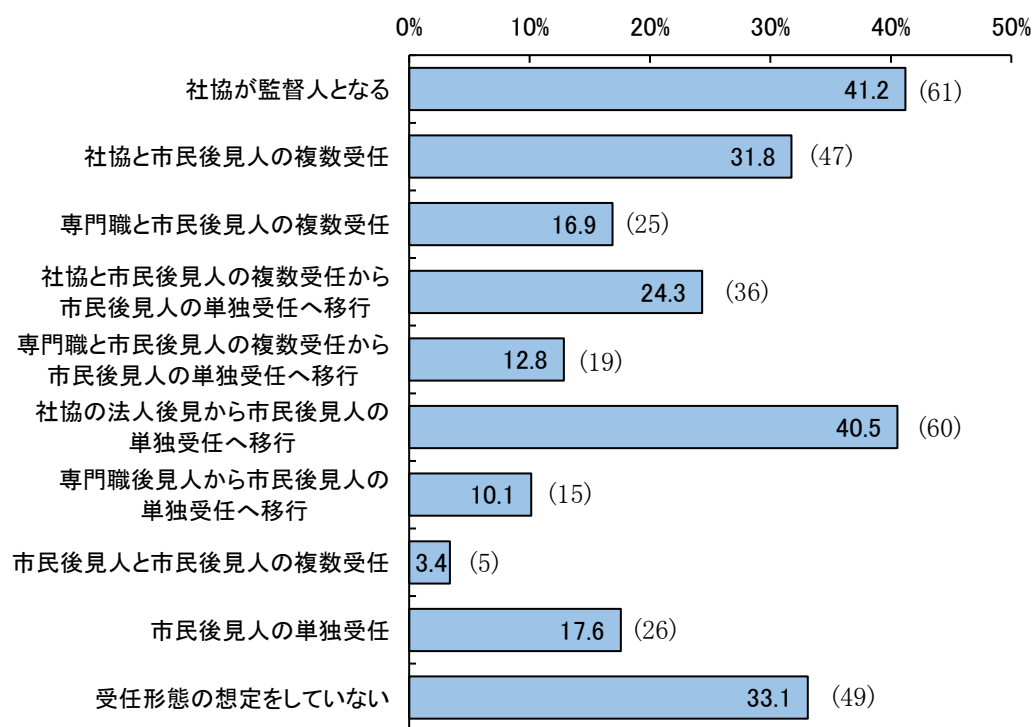
⑦想定している受任形態

◆集計対象:【図表2-33】で「10」と回答した社協(N=148)

【図表2-34】 想定している受任形態について

〈複数回答〉

No.	カテゴリー名	n	%
1	社協が監督人となる	61	41.2
2	社協と市民後見人の複数受任	47	31.8
3	専門職と市民後見人の複数受任	25	16.9
4	社協と市民後見人の複数受任から市民後見人の単独受任へ移行	36	24.3
5	専門職と市民後見人の複数受任から市民後見人の単独受任へ移行	19	12.8
6	社協の法人後見から市民後見人の単独受任へ移行	60	40.5
7	専門職後見人から市民後見人の単独受任へ移行	15	10.1
8	市民後見人と市民後見人の複数受任	5	3.4
9	市民後見人の単独受任	26	17.6
10	受任形態の想定をしていない	49	33.1
	有効回答数	148	-



回答数=148市区町村
()は回答数

⑧市民後見人養成の事業を取りやめた理由

◆集計対象:【図表2-28】で「2」と回答した社協(N=27)

- ・自治体が主体で行うようになったため。
- ・都道府県主体で行うようになったため。
- ・参加者の確保とそれに伴う広報活動、講師調整等、時間及び財源、人員を要するため
- ・他機関が実施することとなったため

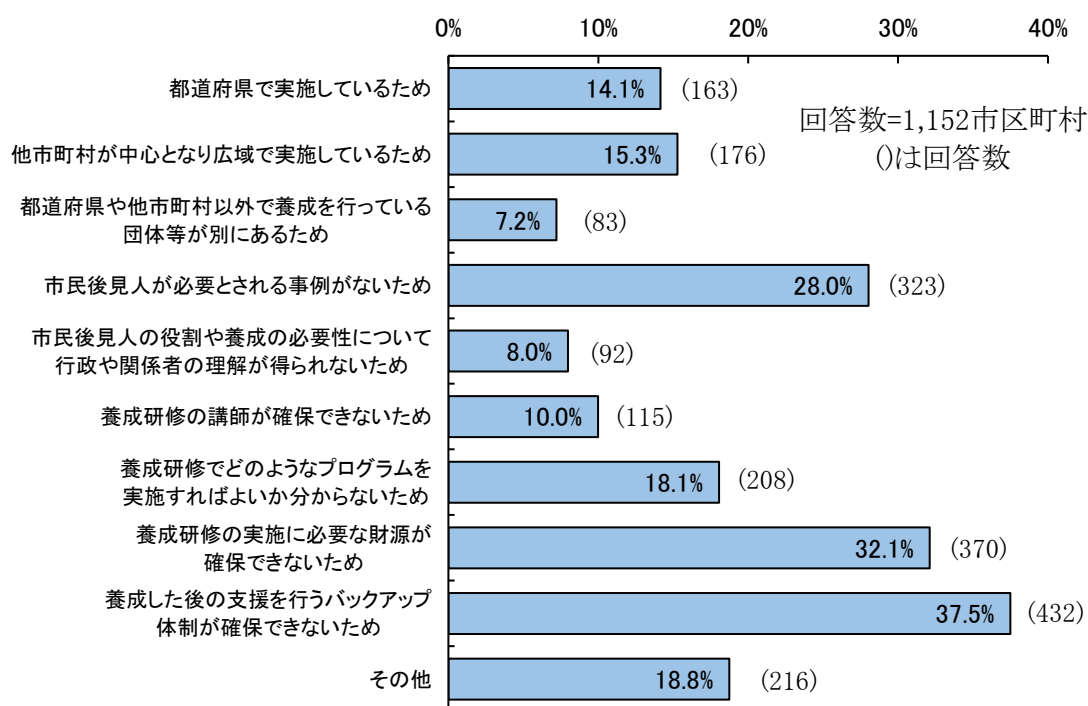
⑨市民後見人の養成に取り組んでいない理由

◆集計対象:【図表2-28】で「4」と回答した社協(N=1152)

【図表2-35】 市民後見人の養成に取り組んでいない理由として該当するものをご回答ください
〈複数回答〉

No.	カテゴリー名	n	%
1	都道府県で実施しているため	163	14.1
2	他市町村が中心となり広域で実施しているため	176	15.3
3	都道府県や他市町村以外で養成を行っている団体等が別にあるため	83	7.2
4	市民後見人が必要とされる事例がないため	323	28.0
5	市民後見人の役割や養成の必要性について行政や関係者の理解が得られないため	92	8.0
6	養成研修の講師が確保できないため	115	10.0
7	養成研修でどのようなプログラムを実施すればよいか分からないため	208	18.1
8	養成研修の実施に必要な財源が確保できないため	370	32.1
9	養成した後の支援を行うバックアップ体制が確保できないため	432	37.5
10	その他	216	18.8
	有効回答数	1,152	-

その他のうち「市町村が実施しているため」が40件。



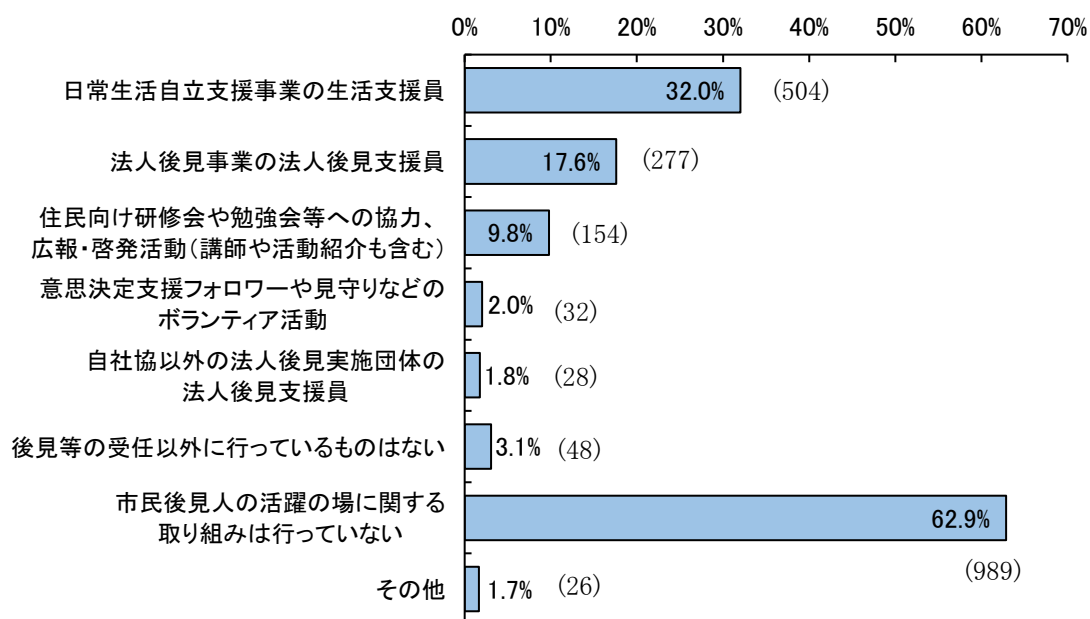
(その他)

- ・R8年度より行政と協議をスタートする予定。
- ・まずは法人後見に取り組む方向で調整している
- ・まずは権利擁護の理解者を増やしていく方針のため
- ・養成研修を行う体制(人的・物的・時間的)が確保できないため
- ・一定数の参加者の確保が難しい状況と考えられるため

⑩市民後見人の活躍の場について

【図表2-36】 後見等の受任以外の市民後見人の活躍の場として行っているもの <複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	日常生活自立支援事業の生活支援員	504	32.0
2	法人後見事業の法人後見支援員	277	17.6
3	住民向け研修会や勉強会等への協力、広報・啓発活動（講師や活動紹介も含む）	154	9.8
4	意思決定支援フォロワーや見守りなどのボランティア活動	32	2.0
5	自社協以外の法人後見実施団体の法人後見支援員	28	1.8
6	後見等の受任以外に行っているものはない	48	3.1
7	市民後見人の活躍の場に関する取り組みは行っていない	989	62.9
8	その他	26	1.7
有効回答数		1,573	-



回答数=1,573市区町村
()は回答数

5. 中核機関の受託や権利擁護センター等の設置について

(1) 設置状況について

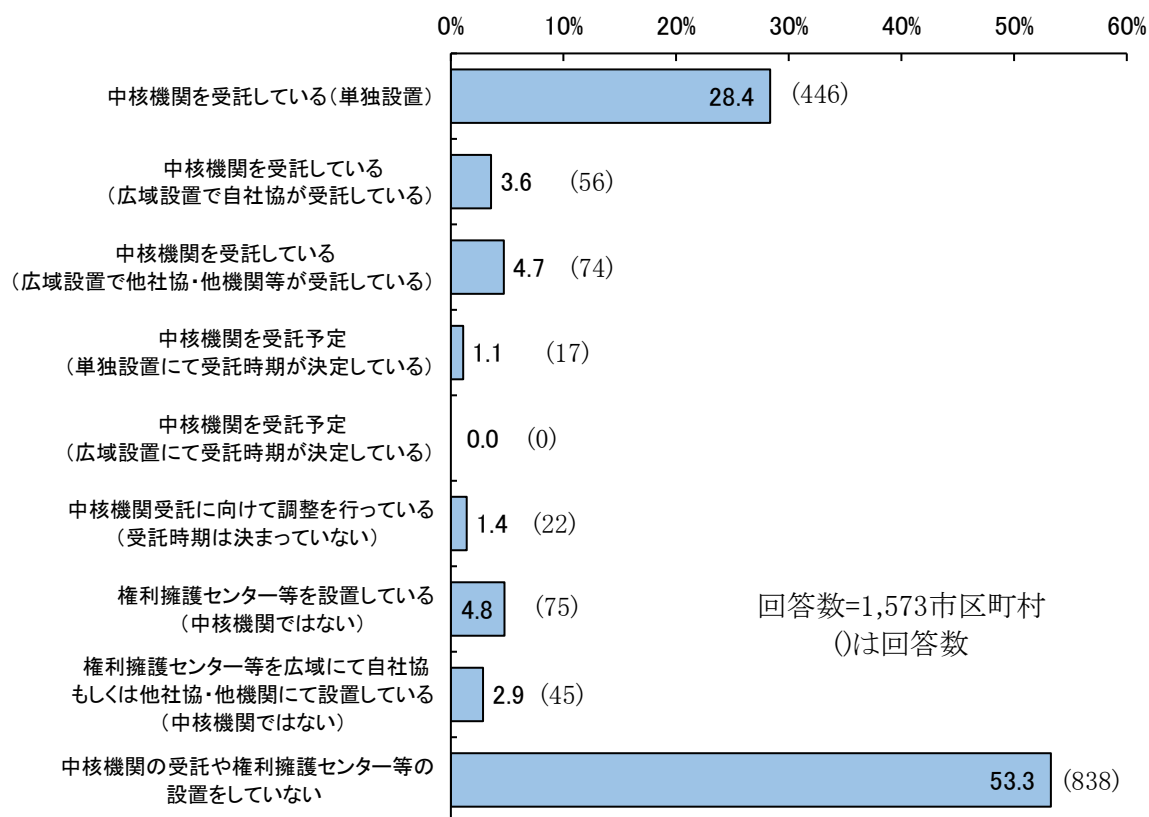
①「中核機関」の受託、「権利擁護センター等」の設置状況について

※本調査において「権利擁護センター等」とは下記の2点いずれにも該当するところを指す。

- A. センターの設置要綱、運営要綱、事業実施要領、法人後見の実施要綱のいずれかを制定している(センター運営の委託元の行政等が制定している場合も含む)
- B. センターで法人後見を実施している、または、法人後見の受任体制を構築済みである、または、市民後見人の養成・活動支援を実施している

【図表2-37】「中核機関」を受託もしくは「権利擁護センター等」を設置していますか

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関を受託している(単独設置)	446	28.4
2	中核機関を受託している(広域設置で自社協が受託している)	56	3.6
3	中核機関を受託している(広域設置で他社協・他機関等が受託している)	74	4.7
4	中核機関を受託予定(単独設置にて受託時期が決定している)	17	1.1
5	中核機関を受託予定(広域設置にて受託時期が決定している)	0	0.0
6	中核機関受託に向けて調整を行っている(受託時期は決まっていない)	22	1.4
7	権利擁護センター等を設置している(中核機関ではない)	75	4.8
8	権利擁護センター等を広域にて自社協もしくは他社協・他機関にて設置している(中核機関ではない)	45	2.9
9	中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない	838	53.3
	合計	1,573	100.0



②自治体の人口規模別の実施状況

【図表2-38】 中核機関等の受託について(自治体の人口規模別の実施状況)

		合計	中核機 関を受 託してい る(単独 設置)	中核機 関を受 託してい る(広域 設置で 自社協 が受託し ている)	中核機 関を受 託してい る(広域 設置で 他社協 が受託し ている)	中核機関 を受託予 定(単独 設置にて 受託時期 が決定し ている)	中核機関 を受託予 定(広域 設置にて 受託時期 が決定し ている)	中核機関 受託に向 けて調整 を行っている(受託 時期は決 まってい ない)	権利擁 護セン ター等 を設置し ている(中 核機関 ではな い)	権利擁護セ ンター等 を広域にて自 社協もしくは 他社協にて 設置してい る(中核機 関ではな い)	中核機 関の受 託や権 利擁護 センタ ー等の 設置を してい ない
合計		1,573 100.0	446 28.4	56 3.6	74 4.7	17 1.1	0 0.0	22 1.4	75 4.8	45 2.9	838 53.3
自治体の 人口規模	1万人未満	488 100.0	50 10.2	6 1.2	33 6.8	5 1.0	0 0.0	3 0.6	22 4.5	19 3.9	350 71.7
	1万人以上～ 5万人未満	615 100.0	143 23.3	26 4.2	33 5.4	7 1.1	0 0.0	10 1.6	26 4.2	20 3.3	350 56.9
	5万人以上～ 10万人未満	215 100.0	85 39.5	8 3.7	4 1.9	3 1.4	0 0.0	6 2.8	11 5.1	4 1.9	94 43.7
	10万人以上～ 20万人未満	131 100.0	72 55.0	9 6.9	4 3.1	1 0.8	0 0.0	2 1.5	10 7.6	1 0.8	32 24.4
	20万人以上～ 30万人未満	46 100.0	32 69.6	4 8.7	0 0.0	1 2.2	0 0.0	1 2.2	1 2.2	1 2.2	6 13.0
	30万人以上～ 50万人未満	43 100.0	32 74.4	3 7.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 7.0	0 0.0	5 11.6
	50万人以上	35 100.0	32 91.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 5.7	0 0.0	1 2.9

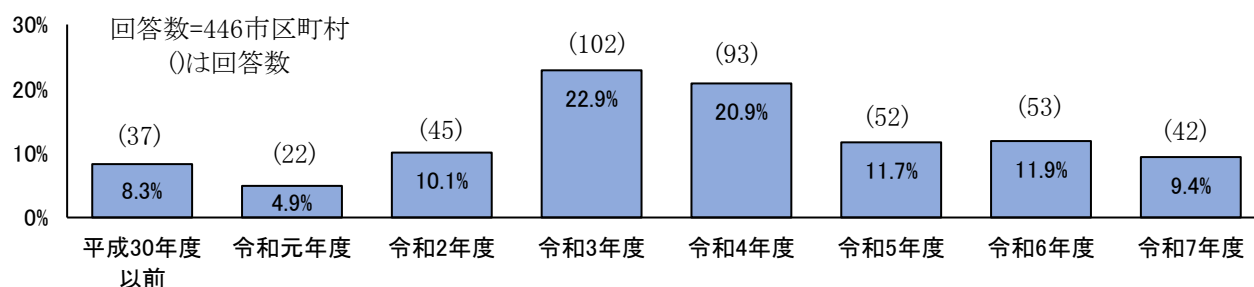
(2) 中核機関について(単独設置)

①受託開始年度

◆集計対象:【図表2-37】で「1」と回答した社協(N=446)

【図表2-39】 受託開始年度を教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	平成30年度以前	37	8.3
2	令和元年度	22	4.9
3	令和2年度	45	10.1
4	令和3年度	102	22.9
5	令和4年度	93	20.9
6	令和5年度	52	11.7
7	令和6年度	53	11.9
8	令和7年度	42	9.4
	合計	446	100.0



② 正規職員の人数(実人員)について(最大値～最小値)

◆集計対象:【図表2-37】で「1」と回答した社協(N=446)

【図表2-40】 職員体制のうち、正規職員の人数

	平均値	最小値	最大値
正規職員人数	2.95	1	30

446件の回答中、0人回答が9件

③ 非正規職員(嘱託、臨時、パート等)の人数(実人員) (最小値～最大値)

◆集計対象:【図表2-37】で「1」と回答した社協(N=446)

【図表2-41】 職員体制のうち、非正規職員の人数

	平均値	最小値	最大値
非正規職員人数	2.53	1	35

446件の回答中、0人回答が231件

④ 専任の人数(実人員) (最小値～最大値)

◆集計対象:【図表2-37】で「1」と回答した社協(N=446)

【図表2-42】 職員体制のうち、専任の人数

	平均値	最小値	最大値
専任の人数	2.48	1	12

446件の回答中、0人回答が272件

⑤ 他事業等との兼任の人数(実人員)

◆集計対象:【図表2-37】で「1」と回答した社協(N=446)

【図表2-43】 職員体制のうち、他事業等との兼任の人数

	平均値	最小値	最大値
兼任の人数	3.26	1	26

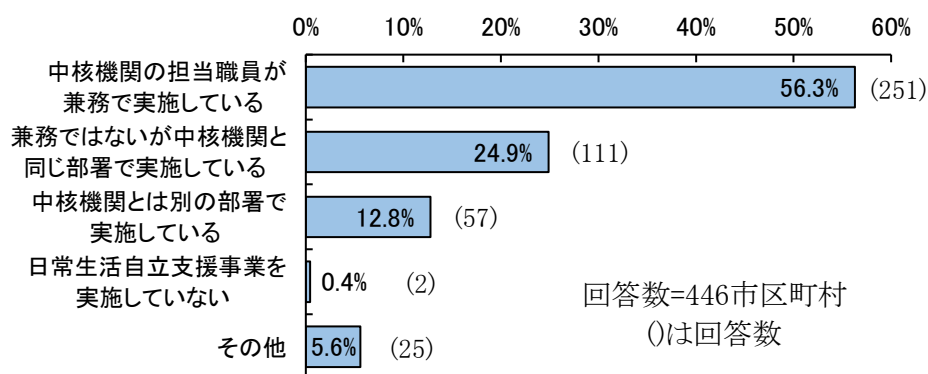
446件の回答中、0人回答が63件

⑥日常生活自立支援事業の実施体制について

◆集計対象:【図表2-37】で「1」と回答した社協(N=446)

【図表2-44】 日常生活自立支援事業の実施体制について教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関の担当職員が兼務で実施している	251	56.3
2	兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している	111	24.9
3	中核機関とは別の部署で実施している	57	12.8
4	日常生活自立支援事業を実施していない	2	0.4
5	その他	25	5.6
	合計	446	100.0

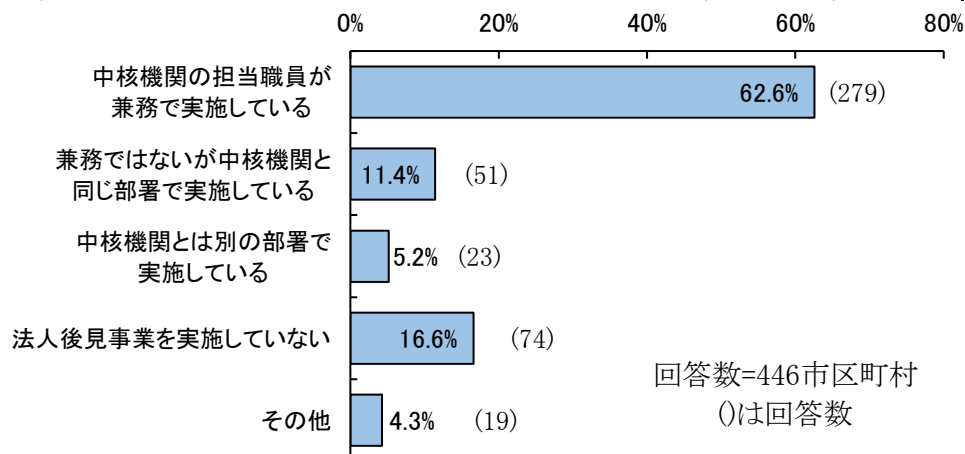


⑦法人後見事業の実施体制について

◆集計対象:【図表2-37】で「1」と回答した社協(N=446)

【図表2-45】 法人後見事業の実施体制について教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関の担当職員が兼務で実施している	279	62.6
2	兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している	51	11.4
3	中核機関とは別の部署で実施している	23	5.2
4	法人後見事業を実施していない	74	16.6
5	その他	19	4.3
	合計	446	100.0



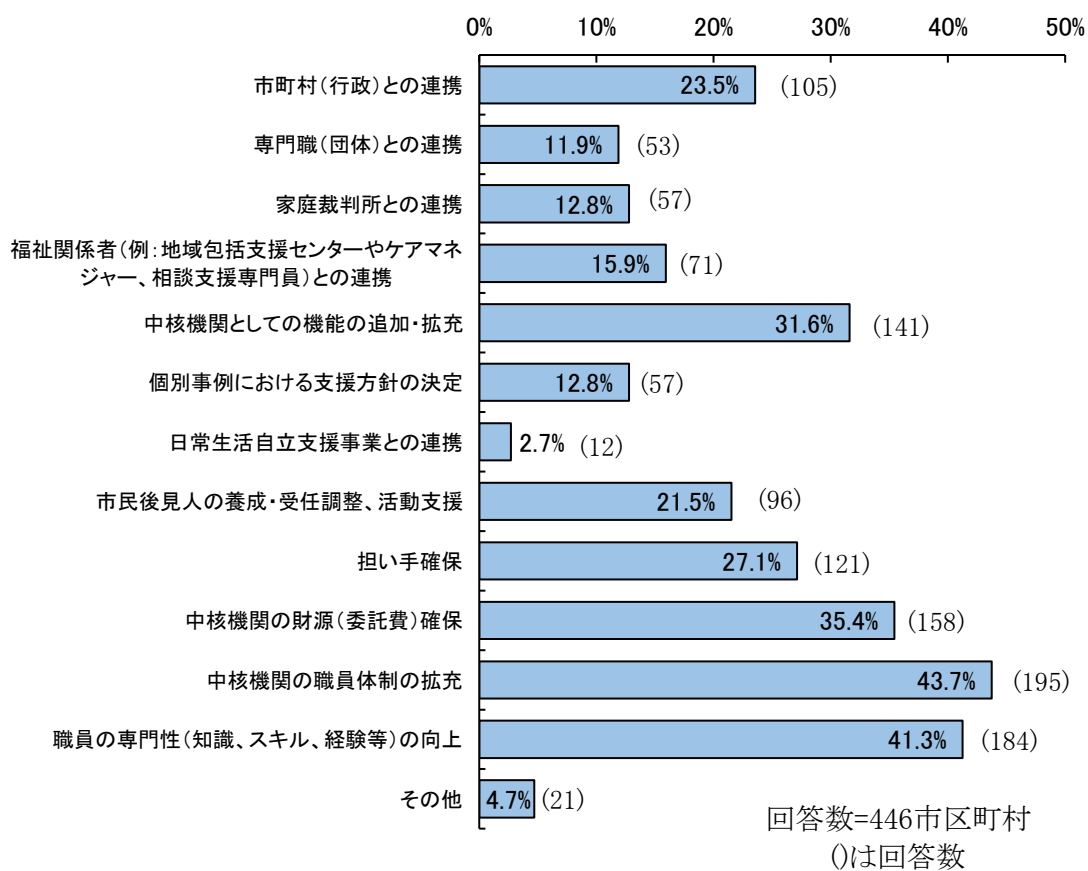
⑧中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて

◆集計対象:【図表2-37】で「1」と回答した社協(N=446)

【図表2-46】 中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて教えてください

〈主なもの3つ〉

No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村(行政)との連携	105	23.5
2	専門職(団体)との連携	53	11.9
3	家庭裁判所との連携	57	12.8
4	福祉関係者(例:地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員)との連携	71	15.9
5	中核機関としての機能の追加・拡充	141	31.6
6	個別事例における支援方針の決定	57	12.8
7	日常生活自立支援事業との連携	12	2.7
8	市民後見人の養成・受任調整、活動支援	96	21.5
9	担い手確保	121	27.1
10	中核機関の財源(委託費)確保	158	35.4
11	中核機関の職員体制の拡充	195	43.7
12	職員の専門性(知識、スキル、経験等)の向上	184	41.3
13	その他	21	4.7
	有効回答数	446	-



⑨中核機関を受託したことによる効果や受託して良かった点について

◆集計対象:【図表2-37】で「1」と回答した社協(N=446)

- ・ 成年後見制度の利用だけでなく様々な困難課題に対しても、相談機関に繋げ適切な対応ができるようになった。
- ・ 行政と役割分担しながら申立て支援を行うことで、手続きを迅速化させ相談から後見人選任までの期間の短縮となりより多くの方が制度利用へとつながっている。
- ・ チーム支援会議を開催することによって、本人の意思確認がスムーズになり、福・祉関係機関と後見人の役割分担もスムーズにできるようになった。
以前から、成年後見制度に関する相談業務は行っていたが、中核機関を受託したことによって、行政や医療機関等の関係機関からの相談増加につながった。
- ・ 家庭裁判所の書記官にオブザーバーとして会議に参加してもらうようになり、裁判所との連携がしやすくなった。
- ・ 改めて権利擁護の視点について考えること。金銭管理や財産管理についての知識も増えてきたこと
- ・ 安定した財源が確保され、継続的な事業運営ができていること。
- ・ 個別ケースの相談支援を行うことで、実務経験が増え職員のスキルアップにも繋がる。
- ・ 広報や研修会を通して市民や関係者に成年後見制度について理解を深めてもらうことができています。それに伴い関係者との連携が取れている。
- ・ 受任調整会議により、適切な後見人等候補者を選任できる
成年後見センターから中核機関となったことで、専門職団体や家庭裁判所との関係が深まり、困難なケースの支援を行うことができるようになってきたと感じている。
- ・ 広く相談を受付て横断的な対応ができること。日頃から行政の地域包括支援センター等と連携をはかることで、広く地域の方の相談をきいて対応することができる。
- ・ 高齢者と障がい者の相談窓口が一本化されたことにより、統一した対応ができるようになった。
- ・ 成年後見制度や権利擁護支援についての広報活動等がしやすくなった
- ・ 専門職も含めたケース検討を行う場の仕組みづくりができたこと。
- ・ 中核機関でパンフレットを作成し、金融機関等へ設置させてもらうことで、金融機関から相談を受けることもある
- ・ 福祉事業所や金融機関から成年後見制度を含む権利擁護の相談案件が増加した

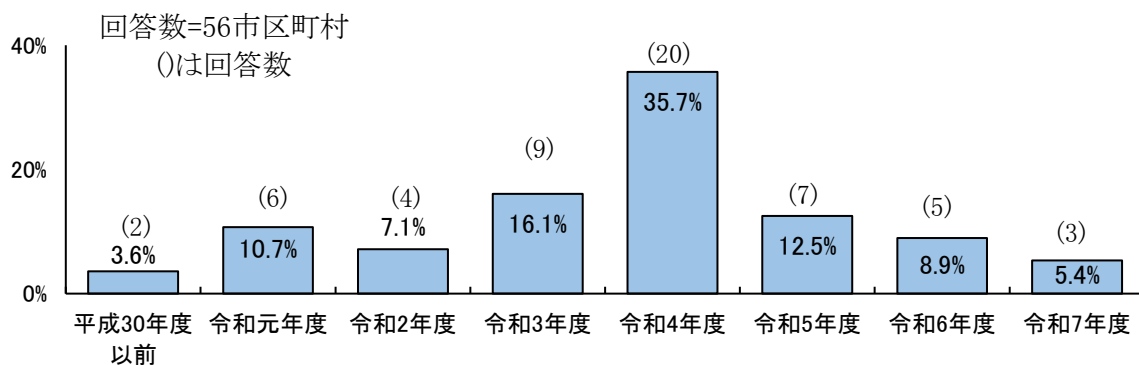
(3) 中核機関の受託について(広域設置で自社協が受託している)

①受託開始年度

◆集計対象:【図表2-37】で「2」と回答した社協(N=56)

【図表2-47】 受託開始年度を教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	平成30年度以前	2	3.6
2	令和元年度	6	10.7
3	令和2年度	4	7.1
4	令和3年度	9	16.1
5	令和4年度	20	35.7
6	令和5年度	7	12.5
7	令和6年度	5	8.9
8	令和7年度	3	5.4
	合計	56	100.0



②正規職員の人数(実人員)について

【図表2-48】 正規職員の人数について

	平均値	最小値	最大値
正規職員人数	2.44	1	6

56件の回答中、0人回答が1件

③非正規職員(嘱託、臨時、パート等)の人数(実人員)

【図表2-49】 非正規職員の人数について

	平均値	最小値	最大値
非正規職員人数	2.15	1	8

56件の回答中、0人回答が22件

④職員体制のうち、専任の人数(実人員)

【図表2-50】 職員体制のうち、専任の人数について

	平均値	最小値	最大値
専任の人数	3.04	1	8

56件の回答中、0人回答が30件

⑤他事業等との兼任の人数(実人員)

【図表2-51】 他事業等との兼任の人数について

	平均値	最小値	最大値
兼任の人数	2.79	1	9

56件の回答中、0人回答が14件

⑥日常生活自立支援事業の実施体制について

◆集計対象:【図表2-37】で「2」と回答した社協(N=56)

【図表2-52】 日常生活自立支援事業の実施体制について教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関の担当職員が兼務で実施している	28	50.0
2	兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している	14	25.0
3	中核機関とは別の部署で実施している	14	25.0
4	日常生活自立支援事業を実施していない	0	0.0
5	その他	0	0.0
	合計	56	100.0

⑦法人後見事業の実施体制について

◆集計対象:【図表2-37】で「2」と回答した社協(N=56)

【図表2-53】 法人後見事業の実施体制について教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関の担当職員が兼務で実施している	26	46.4
2	兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している	11	19.6
3	中核機関とは別の部署で実施している	4	7.1
4	法人後見事業を実施していない	12	21.4
5	その他	3	5.4
	合計	56	100.0

⑧中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて

◆集計対象:【図表2-37】で「2」と回答した社協(N=56)

【図表2-54】 中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて教えてください

〈主なもの3つ〉

No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村(行政)との連携	18	32.1
2	専門職(団体)との連携	9	16.1
3	家庭裁判所との連携	6	10.7
4	福祉関係者(例:地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員)との連携	7	12.5
5	中核機関としての機能の追加・拡充	13	23.2
6	個別事例における支援方針の決定	2	3.6
7	日常生活自立支援事業との連携	2	3.6
8	市民後見人の養成・受任調整、活動支援	22	39.3
9	担い手確保	21	37.5
10	中核機関の財源(委託費)確保	25	44.6
11	中核機関の職員体制の拡充	15	26.8
12	職員の専門性(知識、スキル、経験等)の向上	20	35.7
13	その他	0	0.0
	有効回答数	56	-

⑨中核機関を受託したことによる効果や受託して良かった点について

◆集計対象:【図表2-37】で「2」と回答した社協(N=56)

- ・ 関係者、家裁、司法職とのネットワークを構築できた(協議体の開催)
- ・ 圏域内の権利擁護意識の醸成に繋がっている
- ・ 広域設置により他市町との職員との交流ができ、広く情報を収集することが可能となった。
- ・ 受任調整後のフォローがしやすくなった
- ・ 制度利用が必要な方に制度をつなげることで住みなれた地域での生活が継続できるようになった。
- ・ 地域の相談機関が専門職に相談する場を設けることができ、活用が進んでいる。
- ・ 支援従事者向け研修会や、地域住民を対象としたセミナー等、家裁や法律職と協力し制度の普及や理解促進を図る機会が定期的に設けられた。
- ・ 相談や申立件数が少ない自治体担当者が相談できる場となり、精神的負担感の軽減のほか、制度利用が必要な方の手続きが滞りなく進めることができている。
- ・ 市町村間で横の連携が取れ、成年後見制度利用支援事業などの基準が他の市町村と合わせるかたちで均一化されるようになった。|同じ圏域内で課題を共有し話し合いを持てる場を作ることができた。
- ・ 幅広い相談を受けられるようになった。地域のニーズを把握しやすくなった。社会福祉協議会として存在価値を示すことができるよい機会となった。

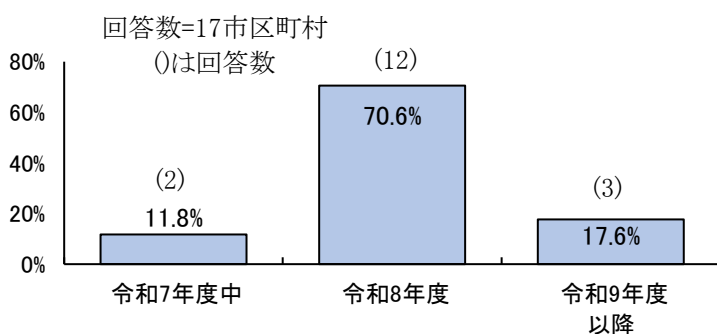
(4) 中核機関の受託予定(単独設置にて受託時期が決定している)について

① 受託開始年度

◆ 集計対象:【図表2-37】で「4」と回答した社協(N=17)

【図表2-55】 受託開始年度を教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	令和7年度中	2	12
2	令和8年度	12	71
3	令和9年度以降	3	18
	合計	17	100



② 中核機関の受託に向けて課題や疑問に感じていることについて

◆ 集計対象:【図表2-37】で「4」と回答した社協(N=17)

- ・ 成年後見制度の周知や推進が進んでいないこと
- ・ どういったものを整備・準備すれば中核機関といえるのかが明確でなく、不安に感じている
- ・ 社協への委託で人数も1名でしていかなければならないので不安

(5) 中核機関を受託予定(広域設置にて受託時期が決定している)

① 受託開始年度

◆ 集計対象:【図表2-37】で「5」と回答した社協(N=0)

【図表2-56】 受託開始年度を教えてください

No.	カテゴリー名	n	%
1	令和7年度中 (R5:令和5年度中)	0	0.0
2	令和8年度 (R5:令和6年度)	0	0.0
3	令和9年度以降 (R5:令和7年度以降)	0	0.0
	合計	0	0.0

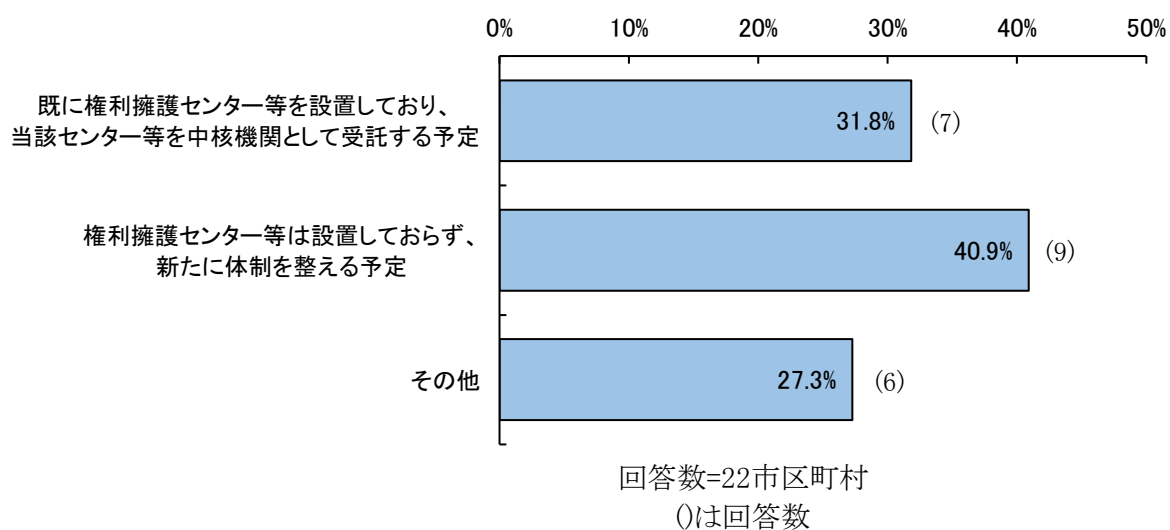
(6) 中核機関受託に向けて調整を行っている(受託時期は決まっていない)

① 中核機関の設置形態(予定)について

◆ 集計対象:【図表2-37】で「6」と回答した社協(N=22)

【図表2-57】 中核機関の設置形態(予定)について

No.	カテゴリー名	n	%
1	既に権利擁護センター等を設置しており、当該センター等を中核機関として受託する予定	7	31.8
2	権利擁護センター等は設置しておらず、新たに体制を整える予定	9	40.9
3	その他	6	27.3
	合計	22	100.0



② 中核機関の受託や立ち上げに向けて、課題となっていることがあれば教えてください

◆ 集計対象:【図表2-37】で「6」と回答した社協(N=22)

- ・ 行政や関係機関との合意形成等の構築をどのように実施していけばいいのかが課題となっている
- ・ 行政機関の設置理解
- ・ 財源と人材確保
- ・ 他団体との連携
- ・ 法人後見などの事業との利益相反
- ・ 中核機関で行う機能については、既にセンターで取り組んでおり、立ち上げに向けて何から取り組んでいく必要があるかが分からない。

(7) 権利擁護センター等を設置している(中核機関ではない)

① 中核機関を設置していない理由について

◆ 集計対象:【図表2-37】で「7」と回答した社協(N=75)

【図表2-58】 中核機関を受託していない(中核機関として指定されていない)理由 <複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関が別に設置されているため(直営含む)	36	48.0
2	自治体の方針決定していなかったり、設置に向けた自治体との調整が整っていないため	30	40.0
3	中核機関を受託する体制が整っていないため	15	20.0
4	中核機関の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため	3	4.0
5	財源が確保できないため	11	14.7
6	その他	8	10.7
	有効回答数	75	-

(8) 権利擁護センター等を広域にて自社協もしくは他社協・他機関にて設置している(中核機関ではない)

① 中核機関を設置していない理由について

◆ 集計対象:【図表2-37】で「8」と回答した社協(N=45)

【図表2-59】 中核機関を受託していない理由 <複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関が別に設置されているため(直営含む)	34	75.6
2	自治体の方針決定していなかったり、設置に向けた自治体との調整が整っていないため	4	8.9
3	中核機関を受託する体制が整っていないため	5	11.1
4	中核機関の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため	1	2.2
5	財源が確保できないため	4	8.9
6	その他	3	6.7
	有効回答数	45	-

(9) 中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない

① 中核機関を設置していない理由について

◆ 集計対象:【図表2-37】で「9」と回答した社協(N=838)

【図表2-60】 中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない理由 <複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	中核機関が別に設置されているため(直営含む)	409	48.8
2	自治体の方針決定していなかったり、設置に向けた自治体との調整が整っていないため	240	28.6
3	中核機関を受託する体制が整っていないため	263	31.4
4	中核機関の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため	131	15.6
5	財源が確保できないため	188	22.4
6	その他	49	5.8
	有効回答数	838	-

(10) 受任調整会議について

① 会議の実施について

◆ 集計対象:【図表2-37】で「1」または「2」と回答した社協(N=502)

【図表2-61】 受任調整会議の実施について

No.	カテゴリー名	n	%
1	受任調整会議を実施している	307	61.2
2	受任調整会議を実施していない	195	38.8
	合計	502	100.0

② 受任調整会議の対象

◆ 集計対象:【図表2-61】で「1」と回答した社協(N=307)

【図表2-62】 受任調整会議の対象について

No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村長申立てケースのみを対象としている	64	20.8
2	市町村長申立以外のケースも対象としている	243	79.2
	合計	307	100.0

③ 受任調整会議での候補者選定

◆ 集計対象:【図表2-61】で「1」と回答した社協(N=307)

【図表2-63】 受任調整会議での候補者選定について

No.	カテゴリー名	n	%
1	専門職後見人(職種)がよいか、法人後見がよいか、 市民後見人がよいかといった判断までを実施している	195	63.5
2	上記①の判断と合わせ、候補者の調整までを実施 している	72	23.5
3	その他	40	13.0
	合計	307	100.0

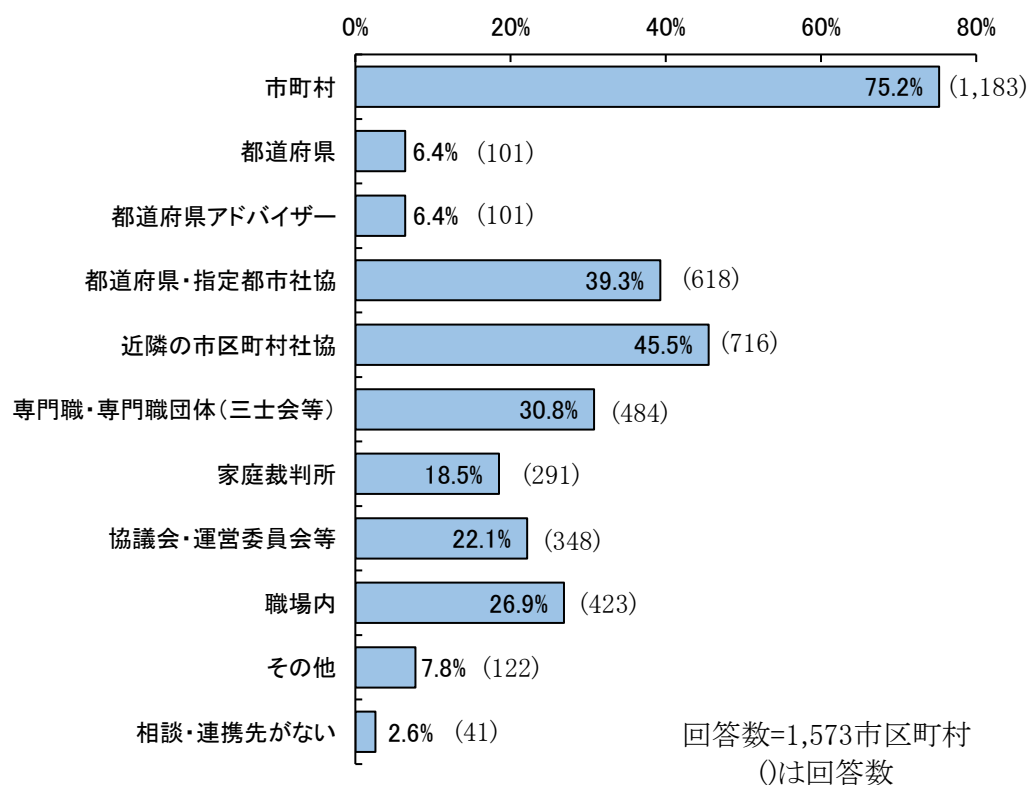
6. 成年後見制度利用促進に関する連携等について

(1) 体制整備等に関する相談先について

① 体制整備に関して困ったときや情報が欲しい時の相談先について

【図表2-64】 体制整備に関して困ったときや情報が欲しい時にどのような所に相談していますか

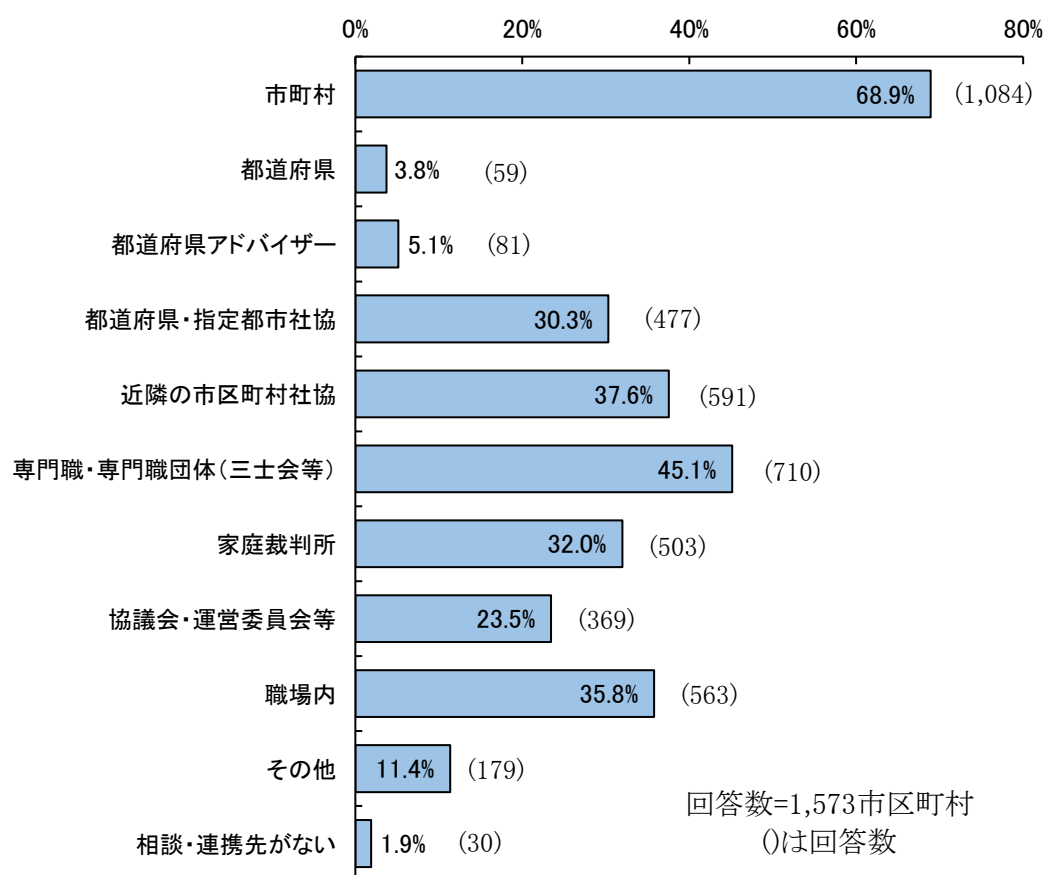
＜複数回答＞			
No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村	1,183	75.2
2	都道府県	101	6.4
3	都道府県アドバイザー(体制整備担当・権利擁護支援担当)	101	6.4
4	都道府県・指定都市社協	618	39.3
5	近隣の市区町村社協	716	45.5
6	専門職・専門職団体(三士会等)	484	30.8
7	家庭裁判所	291	18.5
8	協議会・運営委員会等	348	22.1
9	職場内	423	26.9
10	その他	122	7.8
11	相談・連携先がない	41	2.6
	有効回答数	1,573	-



②成年後見制度についての個別事例の対応について困ったときや情報が欲しい時の相談先について

【図表2－65】 個別の事例について困ったときや情報が欲しい時にどのような所に相談していますか

＜複数回答＞			
No.	カテゴリー名	n	%
1	市町村	1,084	68.9
2	都道府県	59	3.8
3	都道府県アドバイザー（体制整備担当・権利擁護支援担当）	81	5.1
4	都道府県・指定都市社協	477	30.3
5	近隣の市区町村社協	591	37.6
6	専門職・専門職団体（三士会等）	710	45.1
7	家庭裁判所	503	32.0
8	協議会・運営委員会等	369	23.5
9	職場内	563	35.8
10	その他	179	11.4
11	相談・連携先がない	30	1.9
有効回答数		1,573	－

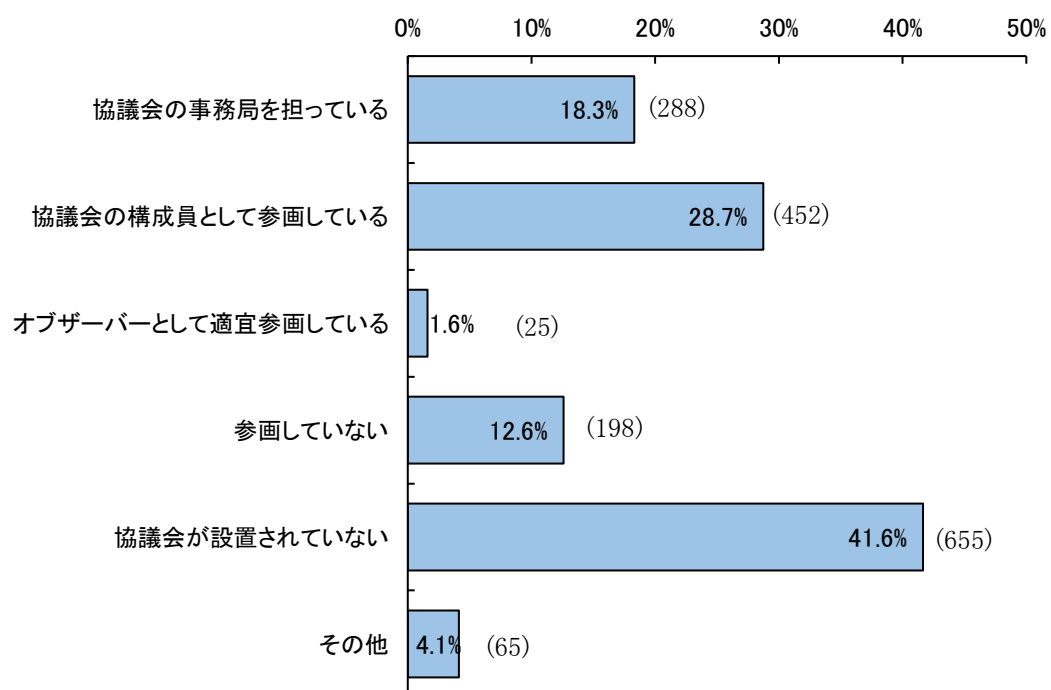


7. 成年後見制度利用促進に関する協議会について

(1) 協議会とのかかわりについて

【図表2－66】 成年後見制度利用促進に関する協議会への関わりについて

＜複数回答＞			
No.	カテゴリー名	n	%
1	協議会の事務局を担っている	288	18.3
2	協議会の構成員として参画している	452	28.7
3	オブザーバーとして適宜参画している	25	1.6
4	参画していない	198	12.6
5	協議会が設置されていない	655	41.6
6	その他	65	4.1
有効回答数		1,573	－



回答数=1,573市区町村

()は回答数

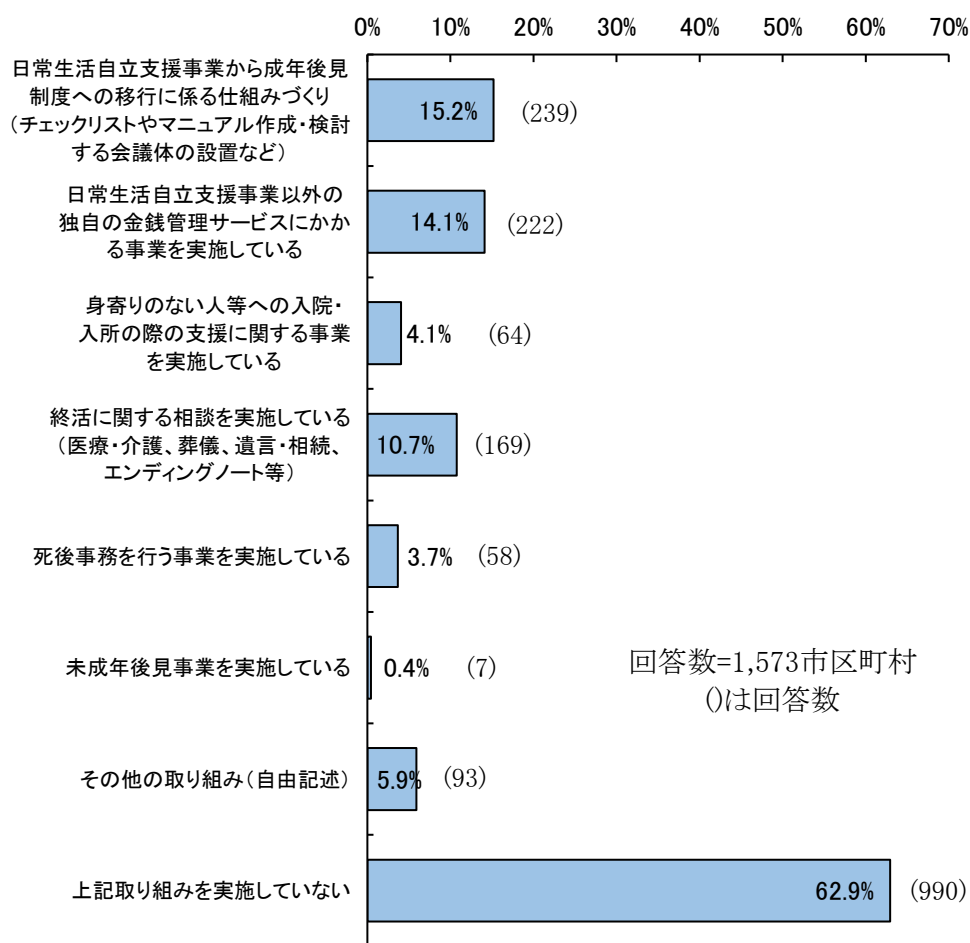
8. 権利擁護支援に関する事業の実施について

(1) 権利擁護支援に関する取組

【図表2－67】 権利擁護支援に関する取り組みの実施について

〈複数回答〉

No.	カテゴリー名	n	%
1	日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に係る仕組みづくり(チェックリストやマニュアル作成・検討する会議体の設置など)	239	15.2
2	日常生活自立支援事業以外の独自の金銭管理サービスにかかる事業を実施している	222	14.1
3	身寄りのない人等への入院・入所の際の支援に関する事業を実施している	64	4.1
4	終活に関する相談を実施している(医療・介護、葬儀、遺言・相続、エンディングノート等)	169	10.7
5	死後事務を行う事業を実施している	58	3.7
6	未成年後見事業を実施している	7	0.4
7	その他の取り組み	93	5.9
8	上記取り組みを実施していない	990	62.9
	有効回答数	1,573	－



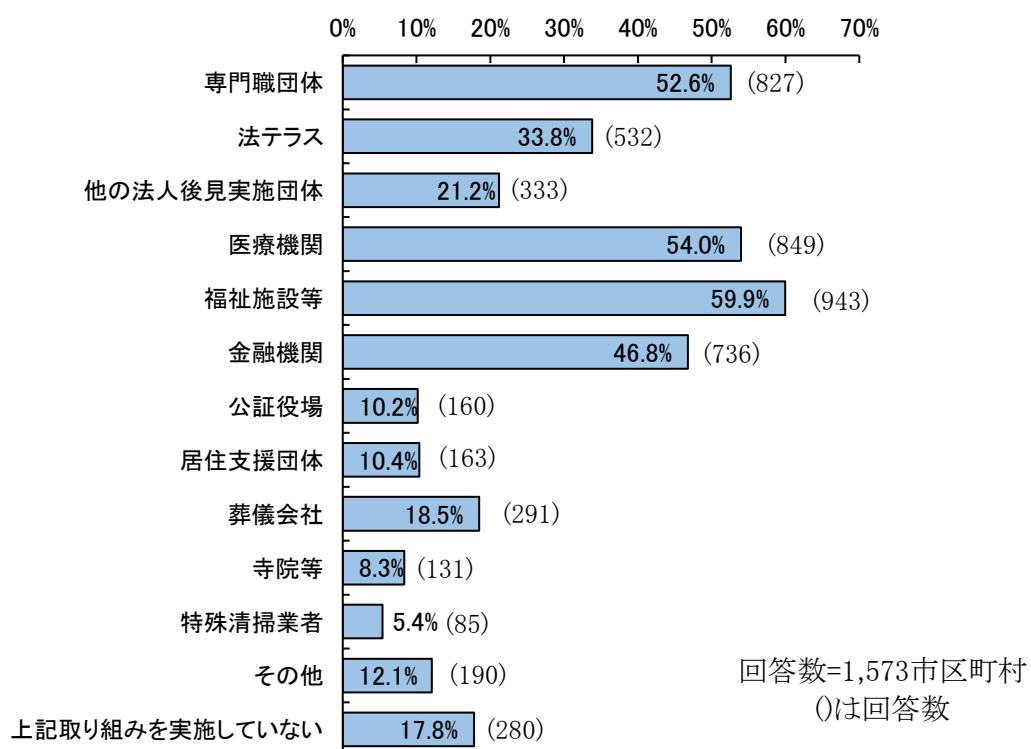
9. 権利擁護支援にあたっての連携先について

(1) 権利擁護支援に関する連携先

【図表2－68】 権利擁護支援に関する連携先について

<複数回答>

No.	カテゴリー名	n	%
1	専門職団体	827	52.6
2	法テラス	532	33.8
3	他の法人後見実施団体	333	21.2
4	医療機関	849	54.0
5	福祉施設等	943	59.9
6	金融機関	736	46.8
7	公証役場	160	10.2
8	居住支援団体	163	10.4
9	葬儀会社	291	18.5
10	寺院等	131	8.3
11	特殊清掃業者	85	5.4
12	その他	190	12.1
13	上記取り組みを実施していない	280	17.8
	有効回答数	1,573	－



(2)権利擁護支援に関する課題

- ・ 規模の小さい自治体のため、地域での権利擁護課題が顕在化する事案が少なく自分事として受け止められにくいことから、ネットワークの必要性についての理解が得にくい。
- ・ 意思決定支援がうまくいっておらず、周りの福祉支援者だけで支援の方向性を決めてしまう傾向が強い。
- ・ 医療機関や福祉施設等に関して、身寄りがなく緊急連絡先や保証人が居ないことで入院や入所を拒否されるケースがあること
- ・ 関係機関との連携において、対応する担当者によって支援の進め方や判断が異なるため、支援の質やスピードにばらつきが生じる
- ・ 個人情報の取扱いが難しく、支援に必要な情報をどこまで提供してよいか判断に迷う場面がある
- ・ 寄せられる権利擁護の相談のなかには、制度利用には至らないが何らかの支援が必要となるケースや制度を利用するだけでは本人の生活を支えられないケースがあり、対応に苦慮することがある。
- ・ 成年後見制度につながるまでの支援として、現存の制度や資源では対応が難しい課題がでてきている。
- ・ 日常生活自立支援事業は、金銭管理を期待されているが障害・病気等の特性に対する知識など社協の職員では対応できる者が少ない。
- ・ 身元保証人や緊急連絡先がいない方の入院、入所、入居支援。
- ・ 専門職が同じ地域にいないこと。近隣の専門職との連携が取れていないこと。
- ・ 家庭裁判所との相互理解と連携は課題
- ・ 地域の専門職後見人の担い手不足。
- ・ アウトリーチを行うための人員体制の整備
- ・ 医療機関から医療同意行為を求められることが多く苦慮している。
- ・ 各関係機関によって権利擁護支援に対する理解、協力等の体制に違いがある。
- ・ 金融機関とのスムーズな連携が難しい。
- ・ 困難な案件に関して、相談やつないだという事で、これまで関わってきた支援者が手を引いてしまう傾向も見られている。
- ・ 権利擁護支援まではいかないが、身寄りがなく、グレーゾーンで生活している高齢者及び障害者(在宅)
- ・ 支援者が窓口へ相談に来る際、支援者は権利擁護支援が必要と考えるが本人の意向が確認されていない場合がある。
- ・ 社会福祉士などの専門職員が配置されていない状況が続いており、職員体制の整備が一番の課題。
- ・ 身寄りのない方の支援については事業化していないため、すべてシャドーワークとなってしまう
- ・ 成年後見への移行のタイミング
- ・ 成年後見制度の申立ての必要性があっても相談できる機関がない。
- ・ 他市居住親族に他市支援者がついている場合の連携に難しさを感じるがあった。
- ・ 地域による取り組みの差がある事から、相談を受けても迅速に関連地域へ繋げる事ができていない。
- ・ 資源が限られ選択肢があまりない。

令和 7 年度 成年後見制度にかかる取組状況調査

貴社協における成年後見制度に係る取り組み状況等について、以下、設問 1～11へご回答をお願いいたします。

※令和 7 年 9 月末の状況についてご回答ください。

社協名	記入式
都道府県・指定都市	選択式
自治体の人口規模	選択式
回答者名	記入式
電話番号	記入式
メールアドレス	記入式

【設問 1】 法人として後見人等を受任していますか（法人後見事業を行っていますか）			
	1.受任している		
	現在受任している法人後見の件数についてお伺いいたします。		
	①後見（数字記入）	うち高齢者（数字記入）	
		うち知的障害者（数字記入）	
		うち精神障害者（数字記入）	
		うち上記以外（数字記入）	
	②保佐（数字記入）	うち高齢者（数字記入）	
		うち知的障害者（数字記入）	
		うち精神障害者（数字記入）	
		うち上記以外（数字記入）	
	③補助（数字記入）	うち高齢者（数字記入）	
		うち知的障害者（数字記入）	
		うち精神障害者（数字記入）	
		うち上記以外（数字記入）	
	今までの受任件数（延べ件数）についてお伺いします		
①後見（数字記入）			
②保佐（数字記入）			
③補助（数字記入）			
2.現在受任はしていないが、過去に受任実績がある			
今までの受任件数（延べ件数）についてお伺いします			
①後見（数字記入）			
②保佐（数字記入）			
③補助（数字記入）			
3.受任実績はないが、受任体制はある			
なぜ受任に至っていないか、考えられる理由を教えてください（自由記述）			
4.受任体制の整備に向けて準備中である			
法人後見の受任に向けた現在の準備状況を教えてください（選択肢）			
①令和7年度中に実施予定			
②令和8年度中に実施予定			
③令和9年度中以降に実施予定			

	5.現段階では受任体制の整備を進めていない	
		法人後見を行っていない理由として該当するものを教えてください (以下より選択。複数可) 法人後見が必要とされる事例がないため 法人後見に必要な知識や経験を持った職員がいないため 法律や福祉の専門職の助言を得られる体制が整っていないため 適正な実施のための組織内部の監督体制が整っていないため 法人後見の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため 財源が確保できないため 事業実施のための人員体制が整えられないため 他の団体・機関で実施しており、圏内の対応が可能なため その他（自由記述）

※設問 1 にて、1～3に回答した際の質問

貴社協による法人後見受任要件について教えてください。（以下より選択。複数可）	
	貴社協以外に適切な後見人等候補者がいないこと 首長申立てであること 生活保護受給世帯あるいは住民税非課税世帯等十分な資力がないこと 申立時に日常生活自立支援事業の利用者であること 身寄りのない者であること 特に受任要件は定めず、必要に応じて受任している その他（自由記述）

※設問 1 にて、1～2に回答した際の質問

法人後見事業の報酬等について教えてください。	
	後見等に係る報酬の受領について件数を教えてください。（数字記入） ※報酬の一部しか受領していない場合、受領している報酬について回答ください。 ①報酬を受領している（本人の財産から） ②報酬を受領している（成年後見制度利用支援事業から） うち、生活保護受給者の件数 ③報酬を受領している（上記②以外の助成等から） ④報酬を受領している（上記①②③の複数から） ⑤報酬を受領していない（受任して1年未満のため報酬付与申立ての実績がない） ⑥報酬を受領していない（報酬付与の審判が下りたが、受領していない） 報酬を受領していない理由（自由記述） ⑦報酬を受領していない（報酬付与の申立てを行っていない） 報酬を受領していない理由（自由記述） ⑧上記⑤⑥⑦以外の理由で報酬なし 報酬を受領していない理由（自由記述）
	後見等にかかる報酬について月額平均別の件数を教えてください。（数字記入） ①1万円未満 ②1～2万円未満 ③2～3万円未満 ④3～5万円未満 ⑤5～10万円未満 ⑥10万円以上 ⑦受領していない

法人後見事業に対して、報酬助成（利用支援事業）以外の公費の受け入れ（補助、助成等）がありますか（中核機関のみの委託は除く）※令和6年度実績		
	公費の受け入れがある	
		公費について教えてください
		昨年度の公費総額を教えてください。（金額記入） 補助や助成の名目を教えてください。（例：地域生活支援事業等補助金）
公費の受け入れはない		

法人後見に携わる後見支援員を配置していますか（選択式）		
	配置している	
		後見支援員の要件を教えてください。（以下より選択。複数可）
		市民後見人養成研修受講者 法人後見支援員養成研修受講者 日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動実績がある者 特に要件はない その他（自由記述）
		後見支援員と生活支援員の兼務の状況について教えてください。
		兼務している支援員がいる 兼務している支援員はいない
		後見支援員と社協の雇用関係について教えてください。
		雇用関係にある 雇用関係にない
	配置していない	

受任の状況について（選択式）	
	ニーズがあれば受任する
	現在のケース数以上に受任することは難しい
	わからない

【設問2】法人として任意後見を受任していますか（任意後見事業を行っていますか）		
	受任している	
		現在受任している任意後見の件数についてお伺いします
		契約している件数（数字記入） うち発効している件数（数字記入）
		今までの任意後見の受任件数（延べ件数）についてお伺いします
		延べ契約件数（数字記入） 延べ発効件数（数字記入）
	現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	
		今までの任意後見の受任件数（延べ件数）についてお伺いします
		延べ契約件数（数字記入） 延べ発効件数（数字記入）
	受任実績はないが、受任体制はある	
	受任体制の整備に向けて準備中である	
	現段階では受任体制の整備を進めていない	

【設問3】 法人として後見監督人を受任していますか		
	受任している	現在受任している後見監督人の件数についてお伺いします。
		①後見（数字記入）
		②保佐（数字記入）
		③補助（数字記入）
		④任意後見（数字記入）
		今までの後見監督人の受任件数（延べ件数）についてお伺いします
		①後見（数字記入）
		②保佐（数字記入）
		③補助（数字記入）
		④任意後見（数字記入）
現在は受任していないが、過去に受任実績がある		
	今までの後見監督人の受任件数（延べ件数）についてお伺いします	
	①後見（数字記入）	
	②保佐（数字記入）	
	③補助（数字記入）	
	④任意後見（数字記入）	
過去に受任実績はないが、受任体制はある		
受任体制の整備に向けて準備中である		
現段階では受任体制の整備を進めていない		

【設問4】 市民後見人の養成を行っていますか（中断している場合は「行っている」にチェック）		
	行っている	①養成開始年度を教えてください（選択式） 平成30年度以前・令和元年度・令和2年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度・令和6年度・令和7年度
		②のべ受講者数を教えてください（数字記入）
		③養成後、後見人等を受任した市民後見人の人数（数字記入）

		④市民後見人の受任形態の実績を教えてください。 (該当するものすべて 複数回答可) 社協が監督人となる 社協と市民後見人の複数受任 専門職と市民後見人の複数受任 社協と市民後見人の複数受任から市民後見人の単独受任へ移行 専門職と市民後見人の複数受任から市民後見人の単独受任へ移行 社協の法人後見から市民後見人の単独受任へ移行 専門職後見人から市民後見人の単独受任へ移行 市民後見人と市民後見人の複数受任 市民後見人の単独受任 後見人等を受任した市民後見人がいない いないに回答した場合、想定している受任形態を教えてください。(該当するものすべて 複数回答可) 社協が監督人となる 社協と市民後見人の複数受任 専門職と市民後見人の複数受任 社協と市民後見人の複数受任から市民後見人の単独受任へ移行 専門職と市民後見人の複数受任から市民後見人の単独受任へ移行 社協の法人後見から市民後見人の単独受任へ移行 専門職後見人から市民後見人の単独受任へ移行 市民後見人と市民後見人の複数受任 市民後見人の単独受任 受任形態の想定をしていない	
過去に行っていたが、事業を取りやめた			
	市民後見人養成の事業をとりやめた理由を教えてください。(自由記述)		
今後実施予定			
行っていない			
	市民後見人の養成に取り組んでいない理由として該当するものをご回答ください。(複数可) 都道府県で実施しているため 他市町村が中心となり広域で実施しているため 都道府県や他市町村以外で養成を行っている団体等が別にあるため 市民後見人が必要とされる事例がないため 市民後見人の役割や養成の必要性について行政や関係者の理解が得られないため 養成研修の講師が確保できないため 養成研修でどのようなプログラムを実施すればよいか分からないため 養成研修の実施に必要な財源が確保できないため 養成した後の支援を行うバックアップ体制が確保できないため その他(自由記述)		

【設問5】 市民後見人の活躍の場について	
	後見等の受任以外の市民後見人の活躍の場として行っているものを教えてください。(以下より選択、複数回答可) 日常生活自立支援事業の生活支援員 法人後見事業の法人後見支援員 住民向け研修会や勉強会等への協力、広報・啓発活動(講師や活動紹介も含む) 意思決定支援フォロワーや見守りなどのボランティア活動 自社協以外の法人後見実施団体の法人後見支援員 後見等の受任以外に行っているものはない 市民後見人の活躍の場に関する取り組みは行っていない その他(自由記述)

【設問6】「中核機関」を受託していますか		
	①中核機関を受託している（単独設置）	
		中核機関について教えてください。
		①受託開始年度（選択式） 平成30年度以前・令和元年度・令和2年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度・令和6年度・令和7年度
		②機関名称（記入式）
		③令和7年度の委託費や補助金の総額（予定・円）を教えてください
		④職員体制のうち、正規職員の人数（実人員）を教えてください（数字記入）
		⑤職員体制のうち、非正規職員（嘱託、臨時、パート等）の人数（実人員）を教えてください（数字記入）
		⑥職員体制のうち、専任の人数（実人員）を教えてください（数字記入）
		⑦職員体制のうち、他事業等との兼任の人数（実人員）を教えてください（数字記入）
		⑧日常生活自立支援事業の実施体制について教えてください（以下より選択） 中核機関の担当職員が兼務で実施している 兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している 中核機関とは別の部署で実施している 日常生活自立支援事業を実施していない その他（自由記述）
	⑨法人後見事業の実施体制について教えてください（以下より選択） 中核機関の担当職員が兼務で実施している 兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している 中核機関とは別の部署で実施している 法人後見事業を実施していない その他（自由記述）	
	⑩中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて教えてください（主なもの3つをご回答ください） ☐ 市町村（行政）との連携 ☐ 専門職（団体）との連携 ☐ 家庭裁判所との連携 ☐ 福祉関係者（例：地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員）との連携 ☐ 中核機関としての機能の追加・拡充 ☐ 個別事例における支援方針の決定 ☐ 日常生活自立支援事業との連携 ☐ 市民後見人の養成・受任調整、活動支援 ☐ 担い手確保 ☐ 中核機関の財源（委託費）確保 ☐ 中核機関の職員体制の拡充 ☐ 職員の専門性（知識、スキル、経験等）の向上 ☐ その他（自由記述）	
	⑪中核機関を受託したことによる効果や受託して良かった点についてお書きください（自由記述）	

②中核機関を受託している（広域設置で自社協が受託している）	
	中核機関について教えてください。
	①受託開始年度（選択式） 平成30年度以前・令和元年度・令和2年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度・令和6年度・令和7年度
	②機関名称（記入式）
	③令和7年度の委託費や補助金の総額（予定・円）を教えてください
	④職員体制のうち、正規職員の人数（実人員）を教えてください（数字記入）
	⑤職員体制のうち、非正規職員（嘱託、臨時、パート等）の人数（実人員）を教えてください（数字記入）
	⑥職員体制のうち、専任の人数（実人員）を教えてください（数字記入）
	⑦職員体制のうち、他事業等との兼任の人数（実人員）を教えてください（数字記入）
	⑧日常生活自立支援事業の実施体制について教えてください（以下より選択） 中核機関の担当職員が兼務で実施している 兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している 中核機関とは別の部署で実施している 日常生活自立支援事業を実施していない その他（自由記述）
	⑨法人後見事業の実施体制について教えてください（以下より選択） 中核機関の担当職員が兼務で実施している 兼務ではないが中核機関と同じ部署で実施している 中核機関とは別の部署で実施している 法人後見事業を実施していない その他（自由記述）
	⑩中核機関の運営にあたって課題に感じていることについて教えてください （主なもの3つをご回答ください） ☐ 市町村（行政）との連携 ☐ 専門職（団体）との連携 ☐ 家庭裁判所との連携 ☐ 福祉関係者（例：地域包括支援センターやケアマネジャー、相談支援専門員）との連携 ☐ 中核機関としての機能の追加・拡充 ☐ 個別事例における支援方針の決定 ☐ 日常生活自立支援事業との連携 ☐ 市民後見人の養成・受任調整、活動支援 ☐ 担い手確保 ☐ 中核機関の財源（委託費）確保 ☐ 中核機関の職員体制の拡充 ☐ 職員の専門性（知識、スキル、経験等）の向上 ☐ その他（自由記述）
	⑪中核機関を受託したことによる効果や受託して良かった点についてお書きください（自由記述）
	⑫中核機関を運営するうえでの課題についてお書きください（自由記述）

	③中核機関を受託している（広域設置で他社協・他機関等が受託している）		
	中核機関について教えてください。（広域設置）		
		①機関名称（記入式）	
	④中核機関を受託予定（単独設置にて受託時期が決定している）		
	中核機関の受託予定について教えてください		
		①受託開始年度（選択式）令和7年度中・令和8年度・令和9年度以降	
		②中核機関を受託するにあたって課題に感じておられることや疑問について、ご自由にお書きください（自由記述）	
	⑤中核機関を受託予定（広域設置にて受託時期が決定している）		
	広域設置での受託予定について教えてください		
		①受託開始予定年度を教えてください。（選択式）令和7年度中・令和8年度・令和9年度以降	
	②中核機関を受託するにあたって課題に感じておられることや疑問について、ご自由にお書きください（自由記述）		
⑥中核機関受託に向けて調整を行っている（受託時期は決まっていない）			
	現在の準備状況等を教えてください		
	①中核機関の設置形態（予定）を教えてください（以下より選択） ☐ 既に権利擁護センター等を設置しており、当該センター等を中核機関として受託する予定 ☐ 権利擁護センター等は設置しておらず、新たに体制を整える予定 ☐ その他		
	②中核機関の受託や立ち上げに向けて、課題となっていることがあれば教えてください（自由記述）		
⑦権利擁護センター等を設置している（中核機関ではない）			
	中核機関を受託していない（中核機関として指定されていない）理由として該当するものを教えてください（以下より選択。複数可）		
	中核機関が別に設置されているため（直営含む） 自治体の方針決定していなかったり、設置に向けた自治体との調整が整っていないため 中核機関を受託する体制が整っていないため 中核機関の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため 財源が確保できないため その他（自由記述）		
⑧権利擁護センター等を広域にて自社協もしくは他社協・他機関にて設置している（中核機関ではない）			
	中核機関を受託していない理由として該当するものを教えてください（以下より選択。複数可）		
	中核機関が別に設置されているため（直営含む） 自治体の方針決定していなかったり、設置に向けた自治体との調整が整っていないため 中核機関を受託する体制が整っていないため 中核機関の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため 財源が確保できないため その他（自由記述）		
⑨中核機関の受託や権利擁護センター等の設置をしていない			
	中核機関を受託や権利擁護センター等の設置をしていない理由として該当するものを教えてください（以下より選択。複数可）		
	中核機関が別に設置されているため（直営含む） 自治体の方針決定していなかったり、設置に向けた自治体との調整が整っていないため 中核機関を受託する体制が整っていないため 中核機関の実施体制をどのように整えたらよいか分からないため 財源が確保できないため その他（自由記述）		

※設問 6 にて、①～②に回答した際の質問

受任調整会議について教えてください。

	受任調整会議を実施している	
		受任調整会議の対象について
		市町村長申立てケースのみを対象としている 市町村長申立以外のケースも対象としている
		受任調整会議での候補者選定について
		専門職後見人（職種）がよいか、法人後見がよいか、市民後見人がよいかといった判断までを実施している 上記①の判断と合わせ、候補者の調整までを実施している その他（自由記述）
受任調整会議を実施していない		

【設問 7】 成年後見制度利用促進に関わる相談先について教えてください

	①体制整備に関して困ったときや情報が欲しい時にどのような所に相談していますか？該当するものをすべて選択してください（複数回答可）	
	市町村 都道府県 都道府県アドバイザー（体制整備担当・権利擁護支援担当） 都道府県・指定都市社協 近隣の市区町村社協 専門職・専門職団体（三士会等） 家庭裁判所 協議会・運営委員会等 職場内 その他 相談・連携先がない	
	②成年後見制度について個別事例の対応について困ったときや情報が欲しい時にどのような所に相談していますか？該当するものをすべて選択してください（複数回答可）	
	市町村 都道府県 都道府県アドバイザー（体制整備担当・権利擁護支援担当） 都道府県・指定都市社協 近隣の市区町村社協 専門職・専門職団体（三士会等） 家庭裁判所 協議会・運営委員会等 職場内 その他 相談・連携先がない	

【設問8】 成年後見制度利用促進に関する協議会について		
成年後見制度利用促進に関する協議会への関わりについて教えてください。（以下より選択、複数回答可）		
	☐	協議会の事務局を担っている
	☐	協議会の構成員として参画している
	☐	オブザーバーとして適宜参画している
	☐	参画していない
	☐	協議会が設置されていない
	☐	その他（自由記述）

【設問9】 権利擁護支援に関する事業の実施について		
権利擁護支援に関する以下の取り組みの実施について教えてください。（以下より選択、複数回答可）		
※本設問における「身寄りのない人等への入院・入所の際の支援に関する事業」とは、社協において事業化して、本人との契約に基づき実施している事業を指します。 （例：緊急連絡先の引き受け、入院時に必要な物品のお届け、入院費の支払い手続きの支援・・・）		
	☐	日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に係る仕組みづくり（チェックリストやマニュアル作成・検討する会議体の設置など）
	☐	日常生活自立支援事業以外の独自の金銭管理サービスにかかる事業を実施している
	☐	身寄りのない人等への入院・入所の際の支援に関する事業を実施している
	☐	終活に関する相談を実施している（医療・介護、葬儀、遺言・相続、エンディングノート等）
	☐	死後事務を行う事業を実施している
	☐	未成年後見事業を実施している
	☐	その他の取り組み（自由記述）
	☐	上記取り組みを実施していない

【設問10】 権利擁護支援にあたっての連携先について		
①権利擁護支援に関連して、社協として連携をしているところを教えてください。※日常生活自立支援事業も含め全般（以下より選択、複数回答可）		
	☐	専門職団体
	☐	法テラス
	☐	他の法人後見実施団体
	☐	医療機関
	☐	福祉施設等
	☐	金融機関
	☐	公証役場
	☐	居住支援団体
	☐	葬儀会社
	☐	寺院等
	☐	特殊清掃業者
	☐	その他（自由記述）
	☐	上記取り組みを実施していない
②権利擁護支援に関する連携について、課題となっていることがあれば教えてください（自由記述）		

【設問11】 成年後見制度の法改正と中核機関の法制化について		
※参考資料		
・成年後見制度の法改正について 「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」 https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00295.html		
・中核機関の法制化について 「社会保障審議会福祉部会報告書」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67483.html		
①成年後見制度の法改正の動きに関し、現状で課題と感じていることや、ご意見があれば教えてください（自由記述）		
②中核機関の法制化の動きに関し、現状で課題と感じていることや、ご意見があれば教えてください（自由記述）		

令和 7 年度 成年後見制度にかかる取組状況調査 報告書

令和 8 年 7 月 17 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉推進委員会

〒100-8980

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL03-3581-4655 FAX03-3581-7858（地域福祉部）
